

第百六十六回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 五 号

平成十九年三月十六日(金曜日)

午前九時三十八分開議

出席委員

委員長 河本 三郎君

理事 木村 勉君

理事 戸井田とおる君

理事 平井たけや君

理事 松原 仁君

理事 赤澤 亮正君

理事 上野賢一郎君

理事 遠藤 宣彦君

理事 岡下 信子君

理事 木原 誠二君

理事 谷本 龍哉君

理事 土井 亨君

理事 萩原 誠司君

理事 松浪 健太君

理事 吉野 正芳君

理事 小川 淳也君

理事 佐々木隆博君

理事 鷺尾英一郎君

理事 石井 啓一君

後藤田正純君

西村 康稔君

泉 健太君

田端 正広君

井澤 京子君

遠藤 武彦君

越智 隆雄君

嘉数 知賢君

関 芳弘君

寺田 稔君

中森ふくよ君

林田 彪君

村上誠一郎君

市村浩一郎君

小宮山洋子君

西村智奈美君

渡辺 周君

吉井 英勝君

溝手 顕正君

渡辺 喜美君

平沢 勝栄君

林 芳正君

岡下 信子君

谷本 龍哉君

大前 忠君

政府参考人
(警察庁刑事局組織犯罪対策部長)

米田 壯君

政府参考人
(総務省自治行政局長)

藤井 昭夫君

政府参考人
(財務省大臣官房審議官)

古谷 一之君

政府参考人
(国税庁調査査察部長)

鈴木 勝康君

政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)

布村 幸彦君

内閣委員会専門員

堤 貞雄君

委員の異動
三月十六日

赤澤 亮正君

上野賢一郎君

越智 隆雄君

嘉数 知賢君

市村浩一郎君

鷺尾英一郎君

横光 克彦君

同日

上野賢一郎君

越智 隆雄君

吉野 正芳君

西村智奈美君

鷺尾英一郎君

同日

関 芳弘君

萩原 誠司君

同日

井澤 京子君

同日

補欠選任

遠藤 宣彦君

三月十五日
犯罪による収益の移転防止に関する法律案(内閣提出第二九号)

は本委員会に付託された。

三月十六日
地域活性化政策の充実・強化を求める意見書(長野県議会)(第二二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日(三月十六日)の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

犯罪による収益の移転防止に関する法律案(内閣提出第二九号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房構造改革特区推進室長・地域再生推進室長・内閣府構造改革特区担当室長・地域再生事業推進室長大前忠君、総務省自治行政局長藤井昭夫君、財務省大臣官房審議官古谷一之君及び文部科学省大臣官房審議官布村幸彦君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○河本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小宮山洋子君。

○小宮山洋子委員 民主党の小宮山洋子でございます。

先日引き続きまして、構造改革特区の問題について、特に、規制の全国展開のうち学校教育法の特例、満三歳に達する年度の当初から幼稚園に入園する、いわゆる二歳児を幼稚園に入れることについての特例を削除して全国展開をする、この問題になぜこだわっているかといいますと、これは今回の全国展開の一つの大きなテーマだということ、特区で行ったものを全国展開する際に、その弊害がないかどうかとか、そういうことをきちんと精査されているのかどうかのよい例だと思っておりますので、この例をもって、構造改革特区について本日も質問をさせていただきたいと思っております。先日の質疑のときには渡辺節を大分聞かせていただきましたが、本日は用意が万端整っていると思っておりますので、しっかりと実のある質疑をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

そしてまた、文部科学省の方のいろいろな話をしたんですけれども、どうも文科省と話しているだけではなかなか部分がございまして、急遽、少子化担当でいつも前向きな御発言をいただいております平沢副大臣にお越しをいただきましたので、子供の視点からぜひ御答弁をお願いしたいというふうに思っております。

では、仕切り直して渡辺大臣にまず入り口の質問をさせていただきますが、今回、特区を外して全国展開を決めるときに、何を基準に全国展開を決定したのか、そこに問題はなかったのかを、特にこの二歳児の幼稚園入園ということを例

にとりながら、わかりやすく簡潔に御説明をいた
だきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 何を基準にというお尋ねでござ
います。前回も申し上げたかとは思ひますが、
まず構造改革特区推進本部に設置されていま
す。評価委員会において、文部省からも意見を聴取し、
評価を実施したわけでございます。非常に多
くの成果を上げておられる特区がございまして、これ
は全国展開してもいいのではないかと判断に
至りました。

ついですが、アンケート調査も実施をいたし
ております。これは、たしか前回もお話したの
ではないかと思ひますが、例えば二歳児の受け入
れについて、お子さんにとって、基本的な生活習
慣や自立心、思いやりというものが身に付く
あるいは言葉などの成長が促進された、また保護
者にとっては、子育て不安が解消した、あるいは
選択肢が拡大してよかった、幼稚園にとっては、
継続的な保育を行いやすくなった、教員の研究心
が高まったというような評価があるわけござい
ます。

私も、自分の経験からいまして、二歳児の
段階、つまりお子さんが言葉をしゃべるようにな
る。うちはなにかは、もう年子みたいに三人で
ちゃったものから、私の家内の苦労たるや大
変なものがありまして、いや、こういう制度が
あったらよかったですと思つた次第でございま
す。

○小宮山(洋)委員 アンケートの結果で、今い
点ばかりおっしゃいましたけれども、私も持つて
おりますので、後ほど問題点についてまた伺いた
いと思ひますが、ということ、今の御説明です
と、どうもその全国展開を評価委員会が決めるも
のと、各省庁がみずから決定するものの区別が、
これまでの質疑でも余りないようござい
ます。全国展開を決定するに、評価委員会による
決定だったということだと思ひます。その評価委
員会というのはどういうメンバーか。

今回、幼稚園を二歳児に広げるということは、

各保育所でも保育に欠ける子供以外に子育て支援
の拠点としてやっているので、そこと競合する部
分があると思うんですが、そのあたりの厚生労働
省との話し合いとか調整が行われたのか、あわせ
て大臣に伺いたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 評価委員会の委員は十名ほどで
構成されております。例えば、東京大学の井堀先
生とか、慶応義塾幼稚舎の舎長などもやってお
られた金子郁容先生とか、それから三鷹市長の清原
慶子さんとか、東洋大学の白石真澄さんとか、愛
知みずほ大学教授の葉師寺道代さんとか、国際基
督教大学の八代尚宏さんとか、そういった方々十
名で構成されております。

いずれも御専門の皆様ばかりでございま
すが、教育関係の評価委員としては、先ほど申し上
げた井堀先生、金子先生、白石先生と、それから
これはエコノミストでございまして、島本幸治さ
んがいらつしやいます。

専門委員としては、江川雅子さん、金子元久さ
ん、葉養正明さん、藤原和博さん、この方は最近
よくテレビに出てこられる和田中学校の校長先生
でございまして。

以上のようなメンバーでございまして。(小宮山
(洋)委員「調整したか」と呼ぶ)

当然、関係役所とは調整をしたと聞いておりま
す。文科省とですね。厚生省と調整したのかとい
う点については、済みません、手元に資料がござ
いませんで、よくわかつておりません。

○小宮山(洋)委員 よくわからないということ
ですが、うちの部屋でヒアリングをしたところ、評
価委員会では厚労省からのヒアリングとか意見交
換はしていない。ただし、推進本部には厚労省
も構成員として参加している。厚労省も合意し
たものと考えている、うちで聞きましたらそうい
う答えでしたが、その程度のことではよろしいん
でしようかね、子供の置かれた立場ということから
して。

○渡辺国務大臣 当然これは構造改革特区基本方
針に基づいてやっていることございまして、閣

議決定という手続がございまして。閣議決定をする
には、我々週二回、閣議で一種のサイン大会みた
いな作業をやるんですけれども、前日だったで
しょうか、たしか事務次官会議というのをやるん
ですね。この事務次官会議に通つたものでないと
閣議にからないという、いい悪いは別として、
そういう手続になっているわけでございます。さ
ら、閣議決定というプロセスを経るものについて
は当然のことながら各省協議をやっているわけ
でございます。厚生労働省とも、そういう点では協
議が行われていることでございます。

○小宮山(洋)委員 確かに、構造改革特区で本
当に成果を上げて全国展開をした方がいいものがた
くさんあるのもよく存じています。ただ、一つ一
つのことが詳細にきちんとチェックされて全国展
開されているかという、特にこの二歳児の問題
に関しては、余りそこがきちんとされていないの
ではないかということ、再三申し上げるよう
に、子供の立場から心配をしているということな
んです。

先ほど、アンケート調査の結果のいい部分だけ
を大臣がおっしゃいましたけれども、懸念の部分
というのをもたくさん出ておりました。例えば、お
むつがとれていないとか、体力的な差が大きい
ので個別対応が必要だ、発達において差があるので
集団による一斉指導ができない、園行事への対応
が難しいなど、集団生活に支障を来すケースの発
生というの報告をされているはずですが、それか
ら、まだきちんとおむつがとれていなかったりす
ることもあって、トイレに時間がかかるとか、成
長のぐあいが異なつて個別の対応が必要で、人数
が少なくないクラス編制ができないとか、その時間
配分が園の計画に合わない。

特に、幼児教育という形の幼稚園を延長する
ということですが、二歳児は幼稚園教育を受
けるには早いことがわかつた。学校教育へのス
テップとして幼稚園で何ができるか考えてい
かなければいけないというところがあるのに、こ
ういう段階で全国展開をするというのはいかがな

ものかと思うのですが。

○渡辺国務大臣 いずれにしても、こういった二
歳児受け入れの特区がかなり行われまして、ここ
において、今御指摘のような否定的な評価もわ
かつてはありますが、それを上回る肯定的な評価
があったものと理解をしております。

例えば、今、幼稚園の教諭、新しく入つてこ
られる方々の九割以上が保育士の資格をお持ちに
なっているんですね。したがって、こういう人材
を活用しながら、二歳児のお子さんを預かるに
ふさわしい体制づくりについて指導しているところ
でございまして、一〇〇％、完璧に近づけるよう
な努力をあわせてこの全国展開では行つてまいり
たいと考えております。

○小宮山(洋)委員 何回か渡辺大臣の御答弁の中
でも、そのことによつて現場の教諭の皆さんが訓
練をするみたいなお話もあつたかと思ふんですけ
れども、その訓練の材料にされる子供はたまた
まのじゃないというふうには思ひます。

あと、文科省の方は、やはり二歳児が幼稚園教
育を受けるには早いことがわかつたので、親子登
園などをするように、親がついてくるように、そ
ういう方策も出すというふうにも聞いております
が、そうまでしてそこへ広げる意味があるのか。
大臣と、それからあと政府委員の方からも明
確な御答弁があるのでしたら伺いたいと思ひま
す。

○布村政府参考人 お答えいたします。

特区における幼稚園の二歳児の受け入れにつ
きまして、幼稚園の教育が前提とされている集団
教育にはなかなかなじみにくいという面がござ
いました。また一方で、基本的な生活習慣や自立
心が身につくなどの子供の成長が見られたり、親
の育児不安軽減の効果があるという積極的な評価
があつたところもございまして。そういうような保
護者の方々の多様なニーズにこたえる意味で、今
回、集団的な教育という幼稚園教育そのものでは
ございませけれども、子育て支援としての受け
入れという形に変更して全国にその普及を図るこ

その際に、二歳児の受け入れに係る留意点などを通知で発出することによりまして、二歳児の受け入れの適正な普及が図られるように努めてまいりたいと考えております。その際の内容として、親子登園などの方策を示すことも考えられるのではないかとというふうに今検討しているところでございます。

○小宮山(洋)委員 どうしても私は、二歳児を全国展開するだけの理由よりも、そこは弊害の方が懸念をされると思うんです。

例えば、先ほどの調査報告の中に、実施幼稚園においては、保育所で行っている職員配置や保育内容を取り入れて、子育て支援に準ずる形で適切に受け入れる工夫を行っていくことなんでしょうが、先ほどお話があつたように、今、若い人たちは、九割かどうかわかりませんが、八割ぐらいは恐らく資格を両方持っていると思いますが、ペテランのキャリアを積んだ方ほど片方しか持っていないわけですよ。そういう中で、工夫という余地でできるかどうか。

先ほど、大変メリットもあったというお話ですが、二歳児に広げることによってどれぐらいのニーズにこたえられるのか、そこもあわせてお答えください。大臣、お答えいただけるんです。たら、どうぞ。

○渡辺国務大臣　先ほども私の体験を踏まえてお答えさせていただきましたが、うちみために、かみさんが主婦で、三人立て続けにできちゃったんですね。そうすると、保育所に行つて、当時は断られちゃうんですよ。そうすると、上の子が行つてゐる幼稚園にできれば下の子も早いうちから面倒を見てもらえるといふななという思いはございました。しかし、当時はこういう制度が全くなくないました。そして、もう本当に悲戦苦闘しながら三人、年子みないな子育てをした経験がございます。

したがって、そういうニーズというのは非常に多様に分布をしているような気がいたします。ですから、二歳児の受け入れがお子さんのためにな

○小宮山(洋)委員 大臣の御答弁ではなかなか中身が詰まっていかなかったので政府委員の方に重ねて同じことを伺いたいと思いますが、大臣のお子さんのときは、今お幾つかわかりませんが、大臣のお子さん、今既に多くの保育園で、保育に欠ける子だけではなくて子育て支援ということをかなりの保育園がやっているわけです。保育園の保育士さんは、ゼロ歳からちゃんと見るように日ごろからやっているわけです。そこがやっているのに、人数が足りなかったり、いろいろほかへの影響もあるののに、なぜそれをあえて全国展開するかというのが、私はまだ納得がいかないのです。その体制が本当にとれるのかどうかも含めて、政府委員の方から的確に答えていただきたいと思っています。

○布村政府参考人 お答えいたします。

今回の二歳児特区の全国展開の閣議決定に当たりまして、厚生労働省と十分事前に相談をさせていただいております。認定こども園の設置の際に設けました幼保連携推進室におきまして、よく連携を図っているところでございます。

そして、二歳児を受け入れることのニーズについてでございますが、特区におきましては、六百園の幼稚園で三千人の子供たちを受け入れたという実績でございました。そういう面とともに、客観的な、そのものの数字ではございませんけれども、一五・七％の専業主婦の方々が育児の面で悩んでいらつしやるというデータですとか、あるいは負担感が非常に大きいという方々の割合が高い。そういった面で、二歳のお子さんをお持ちの保護者の方々が子育て支援を幼稚園で受けられるという面での期待感は強いと思いますし、また、幼稚園と保育所、全国に存在してございますけれども、地域的な偏りもございますので、こういうニーズにこたえられる上での一つの選択肢として大きな役割を果たせるのではないかというふうに考えております。

○小宮山（洋）委員　今、ちようと認定こども園の

今おっしゃったように、中央の方ではその連携推進室をつくっているけれども、地方へ行くと、窓口はやはり文科系と厚労系に分かれちゃうわけですよ。そうすると、補助金などの申請も二倍手間がかかる。だから、この間申し上げたように、これを審議したときも文部科学の当時の大臣も副大臣も、民主党が言っているような一本化の方がベターだと個人的には思うとおっしゃったような状況。

その中で、これも先日申し上げたように、四つの複雑な形のうち、幼稚園が見る時間を拡大する幼稚園型と、当初から幼保が一体になるという幼保一体型、今まで十三園は全部そうである。これから先、ほかの、保育所型で、保育所が核になる部分は幼稚園型のこともするといふのも出てくるし、これは補助金がかからないのでなかなか地方裁量型といつてもそこが手が挙がらないという状況だと思ふんですけれども、それもやや出てくるというのですけれども、どうもやはり幼稚園の方が拡大をする、そちらの方向の手の挙げ方が、実態からしてもそうですし、認定こども園の中では強

そのあたりは、今まだ定着していない、しかも幼稚園に偏った手の挙げ方しかない中でこういう新しいなものを導入するのは、現場の混乱とか保護者の混乱、特に子供たちにとっていかなもののかかと思うのですけれども、それは政府委員と大臣と両方から伺いたいと思います。

○布村政府参考人 お答えいたします。
最初に認定こども園についてでございますが、先生御指摘のとおり、現在十三園が認可されています。その内訳は、幼保連携型が八園、幼稚園型が五園でございますけれども、現在申請中のところ

ろを含めまして八百六十件の申請が今後見込まれているところでございます。その中では、保育所型あるいは地方裁量型の申請も行われているところでございます。

そして、本年の四月一日付で認可予定の中に、保育所型が一園、それから地方裁量型が一園、認定こども園として認定される見込みがあるというふうに報告をいただいているところでございます。

そして、この認定ことも園については、昨年の国会で法案をお認めいただきましたけれども、幼児教育機能、保育機能、そして子育て支援機能というものをあわせ持った施設として、保護者の方々の多様なニーズにおこたえできるように、今後とも、厚生労働省ともまたよく連携しながら、保護者の方々のニーズにしっかりとこたえられるような取り組みを進めてまいりたい。

また、市町村の段階でも、少子化の段階でございまして、幼稚園と保育所を持つそれぞれの機能、そしてこども園というものを活用して、できるだけ連携を図りながら保護者の方々のニーズに適切にこたえられるような体制を組んでいきたい、そのように厚生労働省とも連携して指導をさせていただきます。

○渡辺国務大臣　委員が御指摘になられますように、お子さんの立場から考えるという視点はやはり非常に大事だと思うんですね。お子さんから見ると、幼稚園と保育所と一体どう違うのか、そんなことはまるでわからないし、考えもしないわけですね。

ですから、お子さんの立場に立つて、例えば二歳児というのは、おむつがとれるお子さんでもいいれば、言葉がべらべらしゃべれるお子さんでもいいれば、非常に多様で、なかなかきつちり区別がつかない、グルーピングが難しい、そういう存在だと思っうんですね。ですから、これはやはりお子さんのことを一番わかつている保護者にとって多様な選択肢があると本当にいいなと、私自身の体験から見てもそういうことが言えるのではないでしょ

うか。

○小宮山(洋)委員 先ほど政府委員から御答弁があったように、全体で八百六十件申請がある。四月から保育園型は一園、地方裁量型は一園という、圧倒的にやはり幼稚園型、幼稚園が主体のものが多いいわけですよ、現実問題として。

せっかくお越しいただいた平沢副大臣に伺いたいと思いますけれども、この間御答弁いただいた放課後子どもプランも、学童保育に対して週にちよつとかやつていない放課後教室の方が、權益をふやすと言つてい方は悪いですけども、かなりそういう傾向が見える気がいたしました。今回の認定こども園でも、もちろん教育も大事です、だけれども、小さい子供たちの福祉とか生活の面がちよつとないがしろにされ過ぎていてるんじゃないかと思うんです。少子化担当大臣としては、今までこの質疑をお聞きになってどういふふうに思われますか。

○平沢副大臣 これからいよいよ卒業式、入学式のシーズンなんですけれども、小宮山先生もいろいろ行かれると思うんですけども、保育園や幼稚園の卒業式、入学式に行きますと、関係者からいろいろな御注文を受けるわけです。その中に、もうちよつと国の対応をしつかりしてほしい、こういうことでございまして、その辺は、私たちは改善すべき点はしつかり改善していかなければならないなと思つております。

とりわけ、保育園とか幼稚園、今渡辺大臣からもありましたけれども、一番大事なことは、お子さん方の視点、それから保護者の視点、それから実際に運営しておられる保育所や幼稚園の立場に立つてどういふあり方が一番望ましいか、こういうことだろうと思ひますけれども、そういう観点から見れば、確かに改善すべき点が全くないわけではないわけでございます。

今御指摘ありましたように、認定こども園制度、まだスタートしたばかりでございまして、これからでございます。これも、厚生労働省と文科省のいわばやり方を一体的にやる、そういうこと

で、子育て支援もしつかりとやつていくということなんです、今後の推移を見なければならぬわけでございますけれども、これは先生御心配されているようなことのないように見えないかなければなりません。放課後子どもプランについても、問題が全くないかどうか、これも今後の推移を見ても、役所の縦割りの弊害が現場に出ないように、これから私たちはしつかりと検討すべき点は検討していきたい、このように考えております。

○小宮山(洋)委員 少子化担当の平沢副大臣においでいただいたのは、要は、就学前の子供たちについてどういふような居場所を用意するかのビジョンがないわけですよ。そういう中で認定こども園をつくつてみたり、それで、今、幼稚園と保育所を合わせると三万五千人所ぐらいあると思うんですが、では全部認定こども園の形に集約していくのかというと、そうでもない。この質疑の中でも、全国一千万所ぐらいつくればいいというお話がありました。それはなぜかという、今そういう形でやつているところが一千人所ぐらいあると思うからと、そういう答弁だったんですね。そうすると、何か非常に場当たり的というのか、そのあたりのビジョンがなさ過ぎると思うんです。

また、戦略会議もつくられていろいろなさるんですけれども、子供を安心して生み育てられない一つに、特にこれから働き方を見直すにしても、仕事をしている人、そうでない人、それはいろいろ多様なニーズがありますが、就学前の子供たちをどういふふうにするかは、虐待の問題も含めまして、かなり大きいと思うんです。

認定こども園をつくつてみたり、いろいろと不都合な点も子供の生活の面からはあるけれども、そのあたりの精査が不十分だと私は思うんですけれども、今回は幼稚園で幼児教育の延長として二歳児を受け入れるとか、何か余りにも場当たりの過ぎるという感じがあるんですが、責任者のお一人として、その辺、これからどう取り組むかも含

めまして平沢副大臣に伺いたいと思ひます。

○平沢副大臣 御指摘の点は全く私もよくわかりまして、現場でいろいろお話を伺つてみますと、例えば就学前の子供さんからすれば、要するに、保育所と一緒なやつで、やつていことは幼稚園と同じことをやつているわけで、では幼稚園の方で子育て支援をやつていないかという、就学前の子供さんたちをやつていらないかという、どこが違つかという監督官庁が違ふんです。そして、監督官庁に基づいて現場のいろいろな規制とか何かが違ふわけでございます。やつていことは、教材も含めてほぼ同じことをやつているわけでございます。

そういう観点からしますと、先ほど申し上げましたように、子供さんたちにとつて、そして保育所あるいは幼稚園の方々にとつて、あるいは保護者にとつて本当に一番いいのはどういふことなのか。一番大事なのは子供さん方にとつてでございます。今、今のやり方も含めて、私たちはしつかりと改善すべき点は改善していきたい、このように考えております。

○小宮山(洋)委員 省庁のいろいろな権益のはざまに子供が落ちないよう、少子化担当の大臣もなかなか実際に動ける部下の方がいらつしやるわけでもないで大変だと思ひますけれども、総合調整の機能がせつかく内閣府にあるわけですから、おつしやつたように、子供の視点、それから保護者が混乱しないように、現場も混乱しないように、そういう視点でぜひやつていただきたいというふうに思つています。

この点については、そうしたことも例えば附帯決議に盛り込むとか、きちんとフォローできる体制をとつていただきたいと思ひますし、今回これを例にとりました、構造改革特区をどう全国展開にするかということについては、やはり問題がありそうなのものについてはしつかりしたチェックをしたということが国民にわかるようにしていただきたい、そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○河本委員長 次に、泉健太君。

○泉委員 民主党の泉健太でございます。きょうは、二法案について法案質疑ということ質問させていただきますと思ひます。大臣もぜひ答弁は簡潔にお願いいたします。

まず、大臣にちよつとお伺いをしたいんですが、東京市政調査会という団体、今回、「特区制度の運用における法律上の疑義について」というような提言を、前向きな提言なんです、出されている団体なんです、御存じでしょうか。率直に、今知つたのだったら今知つたで結構です、で、言つてください。

○渡辺国務大臣 それは詳しく知つているわけでは正直ございせんが、たしか、ことしの一月ですか……(泉委員)知つている言わないでください(とつぶや)正直、余り知りません。一月にこの調査会から報告ですが公表された際に、私も、さつとでしつかりと読んだ記憶がございします。中身は余り詳しく知りません。

○泉委員 変に意地悪をして質問するわけじゃないので。

その中身に、この特区制度の中身が徐々に変容してきているんじゃないかという懸念が寄せられてきております。それは、例えば自治体による提案数、その実現率が大きく低下してきています。大臣も再三答弁でおわかりのように、数字がやはり落ちてきているということ。これは出尽くした感があるというふうに言つてもいいかもしれません。そしてもう一つは、特区構想が、大抵のものは出てしまひましたので、どんどん小規模化をしてきているんじゃないかという懸念が寄せられていること。そしてまた、政府の方でメニユー化がかなり進んでしまひまして、メニユー化によつて、逆にそのメニユーを使つたものしか出てこないという現状があるんじゃないか。

そういう中で、今回、この特区制度を延長しようというところなんです、その趣旨、なぜこういう課題がありながら今後もこの制度を続けていくのか、これが一つと、今後どれほどの特区申請を

見込まれているのか、これをお答えいただきたい
と思います。

○渡辺国務大臣 御指摘のように、特区が小粒に
なっているのではないかと、件数が減っている
じゃないか、何でこれ以上続けるんだ、こういう
御批判があるのは承知をいたしております。

ただ、この特区が果たしてきた役割というの
結構すごいものがあると思うんですね。オール・
ジャパンで展開をしようとしたものがたくさんござ
いますし、逆に、特区にする前に、提案が出てき
たら規制官庁が、ではこれはもうオール・ジャパ
ンで展開しちゃいましょう、そういうルートが開
けてきたものから、特区の申請数が逆に減っ
ちゃったということがあると思うんですね。

ですから、特区のもう一つのミッションであり
ます地域再生、こつちの方も大いにこれは今後威
力を発揮してもらう必要がございまして、例えば
どぶろく特区なんというのは、どかが一番最初
にやり始めたか忘れちゃったけれども、今いろいろ
ところで活用されていまして、都市と農村の体
制、交流に大変威力を発揮しているなんという例
もあるわけでございまして、こういっていろいろ
な観点からこの問題は詰めていく必要があるう
かと考えております。

○泉委員 そこで、大臣にお伺いをしたいん
ですが、特区制度という特性からしても、出だし
は恐らく多くの構想が出てくる。そして、今回五
年延長するという中で、その後さらにということ
を想像していただいたときに、窓口というか、特
区という一つのスキームはやはりこれからもず
と残し続けていく方向がいいのか。それとも、今
大臣がおっしゃったように、まさに省庁の意識も
大分変わってきて、直接規制緩和ということが可
能になってきている時代に、変容しているという
ことで考えたときに大臣は、この法律を例えは
今回延長するけれども、今後はもう必要のない時
代というのが望ましいんだという御発想か、それ
ともやはり窓口は残しておくべきなのかという、
これはどちらというふうに考えたらよろしいで

しょうか。

○渡辺国務大臣 よく私が申し上げるように、昔
のような金太郎あめ型発展モデルではないけな
いと思うんですね。やはり個性ある発展モデルを
追求めていく。そういう視点から、政府がやるべき
ことは、個性ある地域を目指す、そのそれぞれの
やる気を支援する、あるいはやる気の出ないところ
はやる気を掘り起こすサポートをしていくという
ことが大事でございまして、特区というのは一種
の、知的所有権まではいかないけれども、独自性
を発揮なんですね。ですから、この独自性を発揮
するという部分は支援をしていっていいのではない
かと思っています。

したがって、特区制度がもう役割を終えたんだ
ということにはならないのではないのでしょうか。
今後も特区は残していいと思います。

○泉委員 わかりました。今、その認識をお伺
いしたいと思いましたが、そういった質問をさせ
ていただきました。

なかなかお時間もないでしょうから、大臣に読
んでいただくといつても難しいと思いましたが、
で、きょうはあえてこの東京市政調査会というこ
とに関する質問をさせていただいたわけですが、
でも、ここがさらに提言という問題点を指摘さ
れておりまして、特区が全国展開をするに当た
ては、やはり規制がかかっているものを緩和し
て、まず特区を認め、それを全国展開していこう
というふうな話なんですね。

では、規制とは何なのかというふうなお話に今
度はなってくると思います。それはもちろん、法
律、政省令というところはよくわかる話なんです
が、場合によっては、外部の社会に対しては法的
拘束力のないいわゆる通知、こういうものを事
実上の規制とみなして、そしてその規制を解除す
るための特区構想みたいなものが出てきている
ケースがあるわけですね。

東京市政調査会の方で調べたものでいいま
す。例えば、厚生労働省の特区構想の中で公立保
育所における給食の外部搬入方式の容認事業。公

立保育所における給食、今まで中でしかできない
という通知があったんですね。それを特区構想で
外部委託もオーケーにしよう、ありにしようとい
うことでこの特区が提案をされ、認定をされたわ
けですけれども、これはそもそも厚生労働省の通
知という扱いでありまして、では、果たして通知
がそもそも法的に拘束されているという前提でこ
ういう特区の認定が行われるのがよいのだろうか
ということと問題が浮上してきております。

そのことについての御見解をいただければと思
います。

○渡辺国務大臣 日本の今の仕組みを見るとき
に、残念ながら、昔ながらの中央集権的な岩盤の
ような体制が依然として残っている分野がやはり
まだあるんですね。したがって、こういうものに
風穴をあけようと思つて、私も四苦八苦している
わけでありまして。

今おっしゃったような、通知のレベルで閉ま
ちやつていいるなんというのは、やはりそれぞれの
地域の個性ある選択にできるだけ任せていくとい
う方向性が大事だと思つてます。したがって、そ
ういう方向性については、法制度的な側面からも大
いに研究をしていきたいと思つております。

○泉委員 今の事例でいきますと、仮に、現段階
で市町村が特区を使わずにまさにこの事業をや
つたとしても、これが直ちに違法だということに
は、多分直ちにはならないと思うんですね。そ
ういうことからしても、では、何で特区でせな
あかんのかという話になるわけです。

そういう意味では、今大臣は研究というふう
に言っていたんですが、先ほど言ったように、
特区構想は、出た当初はかなり大柄なもの、目
立ったもの、こういうものがどんどん提案をされ
る、しかし、より専門的にいうか、より細かい
ところには特区構想が広がっていると思つて
います。

そうですね。そういう状況でいうと、細かいところ
までいくと、法律では縛っていないものまで無理
やり、通知があるからそれを撤廃するために特区
を持つてこなきゃならないみたいな、そういう使

われ方はやはりおかしいというふうに思いま
すので、大臣もその認識はぜひ持っていただ
きたいというふうな私の方からは要望をさせてい
ただきたいと思つてます。うなずいていただい
ますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、地域再生の方に移らせていただきた
と思います。前回も質問をさせていただいたん
ですけども、時間が余りなかったということもあ
り、不十分だった点を幾つか質問させていただ
きたいと思つてます。

地域再生協議会ということについて改めて質問
させていただきたいんですが、これを提案するに
至った理由として、やはり各地で地域再生協
議会的なものが活発に行われているところもあり、
それが非常に有効だったこともあったというこ
とだと思つてます。そういう意味で、把握されてい
れば改めてお伺いをしたいんですが、現在、全国に
八百二十の地域再生計画がございまして、この
中で、名称は別にして、いわゆる協議会的なもの
をつくつて地域再生に取り組まれている事例は幾
つあるかということがわかりになれば、教えて
いただけますでしょうか。

○渡辺国務大臣 たしか前回も申し上げた記憶が
あるんですが、北海道の倶知安町の例、それから
熊本県の荒尾市の例、豊後高田の例など、こうい
った地域提案型雇用促進事業を活用しているところ
は地域再生計画で七十八計画ございまして。

○泉委員 そうですか。私の印象としては意外と
少ないんだという気がいたしました。大臣は、
印象としてはいかがお持ちですか。

○渡辺国務大臣 これも役所がくつつけた名前だ
けれども、地域提案型雇用創造促進事業という
ことに限定して今数字を申し上げたわけござい
まして、こういうことがもうちょっと広がりを
見せるようになるというふうに思っています。

○泉委員 先日も私はお話をさせていただいたん
ですが、この地域再生協議会、基本的には私も、
こういう協議会があれば、より連携をして地域の
活性化にもつながるというふうな思つておりま

す。

ただ、懸念というか、どうしてなんだろうと思うのは、法律の条文には、「地方公共団体は」という形の文章で始まって、地方公共団体は地域再生計画に記載する事項について同協議会で協議しなければならずというふうになっておりまして、いわゆる発議的なものが建前が、この法律では地方公共団体というのが先に来ている。

私は、地域のどこが提案をしようが、どこが協議を開始しようが、確かに最終的には事務局は地方公共団体になるのかもしれないんですけども、やはり今の時代は行政主導というのは、これは中央であっても地方であっても、そうあるべきではないというふうに思っております。あえて地方公共団体は同協議会で協議しなければならずと書くのではなく、あくまで、協議会は協議を行わなければならないとか、そういう書きぶりでもいいんじゃないのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○渡辺国務大臣 確かに法案の書きぶりはそういうぐあいになっているかと思いますが、実際に地域の担い手となる方々、ソーシャルキャピタルなどといったものは、これは林副大臣の得意分野でありますけれども、こういう地域の担い手がまさに個性ある発展を目指して創意工夫、連携ができる、そういう運用を大いにやっていくべきだと考えております。

○泉委員 今の答弁を政府の皆さんも聞いていただいたと思いますので、その趣旨を踏まえてぜひやっていただきたいと思います。

もう一つは、地域再生計画認定申請の際には、その協議の内容を添付しなければならない。これも、確かに協議した中身を添付された方が認定計画としてはいいんですけども、一方で、きょうこれは大臣にはぜひ知っていただきたいんですが、政府がこの地域再生計画についてのアンケート調査というのをされております。きょう御存じのほすだとは思いますが、そのアンケート調査の中には、事務作業が大変多い、書類

作成の事務作業が大変負担であるという声が各地域から寄せられている。せっかくいい制度にもかかわらず、また書類の添付かという話なんですね。

これは、今までの認定計画も、ある意味、地域再生協議会の書類の添付はなしでやっていただいても、あるいは自主的にくつつけたぐらいだと思うんですが、やってきているわけですし、中身がわかれば、これはいけそうだなと政府が認定できれば、余り要件をふやすべきではないというふうには私は思っているんですね。そういう意味では、ぜひ大臣、これは、しなければならぬということは緩めていただきたいと思います。いかがですか。

○林副大臣 大臣からもちよつと名前が出ましたから。

今お話があったような地域再生協議会、まさに我々も、その担い手の方にぜひ入っていただきたいというところで、地方公共団体は形だけ置いて、しかし担い手の人と話をせずにつくって出しましたということがないよう、協議をしなければいけないという義務を地方公共団体にまず課して、そして、それをちゃんとやりましたというのをやはり添付してもらって、そうすることによって、我々も担い手の方がどういうことをおっしゃっているかということもその書類によってわかるようになる。

こういうように理解をしておりますので、まさに委員のおっしゃるような方向で考えておるところでございます。

○泉委員 まさに平成十七年度の内閣府の委託調査で各地域から上がってきた声としては、事務負担というのが非常に多いという声が事実上げられております。それに対しての対策は何か講じようかと今なされておりますか。

○林副大臣 今おっしゃったことと私のことを我々も考えておりまして、なるべくそれは、今私が申し上げたように、趣旨がわかればいいわけでございますから、いたずらに書類をたくさん出せとい

うことにならないように運用してまいりたいと思っております。

○泉委員 大臣、この法律が変わる前の申請書類と変わった後の申請書類、実物をぜひ一度副大臣と一緒に見てください。一度そういう実物を見ると事務負担の大変さというのがわかると思えます。これは全国各地の声だというふうに思いますので、どうぞよろしく願います。

時間ももうすぐ来ますので最後の確認事項なんです。前、前、我々の松原筆頭が質問で伺いました支援対象範囲というものがございました。税制の関係ですね。そこで直接型、間接型というのがあって、「再チャレンジ支援寄附金税制の創設について」という平成十八年十二月十九日の文書では、①、②、③、①、②、③というふうに二つに分けて、直接型、間接型と書いてあるんですね。ですから、確かに間接型の方には最後に「等」とついていますという話で、その「等」ということが前回お話で出てきたわけです。

もう一回確認をしたいんですが、間接型にはもともと三つ、フリーターと次世代育成支援と若者の職業的自立というのがあるわけですから、それにこの直接型の三つをプラスして六つというふうには考えてよろしいですか。それとも、それ以外も何か「等」に含まれるのかどうか。確認をしたいと思えます。

○林副大臣 今、これはいろいろと府令で定めようと思つて検討しておりますが、この直接型の三つを含むもの。ですから、直接型でできるものは、直接型であるから間接型でやっちゃいけないというわけではなく、ご説明の通り、これを含む広いものをなるべくこちらの方はやっていきたいと考えておるところでございます。

○泉委員 これで終わりますけれども、私は、閣法で常に思うことは、やはり委員会での質疑の成果がなかなか反映されにくいというのを大変残念に思っております。修正すべき点、検討すべき点、持ち帰って検討しますではなく、この委員会という質疑の場で、それぞれいい提案もあるか

もしれませんので、ぜひこれからは閣法についても、修正というものは決して何か問題があったり恥ずかしいということではなくて、よりよいものをつくっていくんだということと積極的に取り組んでいただくことを大臣、副大臣、政務官にお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○河本委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 市村でございます。四十五分いただきました。議論、またきょうは確認をさせていただきますと存じます。と申しますのは、きょうは地域再生法をして構造改革特区法の採決が行われるということでありまして、これまで議論をしてきたことの確認を含めて議論をさせていただきますと存じます。

まずは、ちよつと構造改革特区の中で、小宮山委員もかなり議論されておりますけれども、やはり三歳未満の子供の受け入れということにつきまして、私もちよつと六歳、三歳、一歳の子供を持つ親、大臣もさつき、三人の子供を立て続けにということだったんでしようけれども、うちもそうでありまして、まさに私の場合、現在進行形であります。そういう観点から、実際自分も時間のあるときは幼稚園にできるだけ送っていったりとかしていただきますので、そのことから考えての観点で少し確認をさせていただきますと存じます。

それで、今回、三歳未満ということなんですが、大臣じゃなくて事務方で構わないんですが、今二歳、二歳と言っていますが、三歳未満ということは、つまり一歳、ゼロ歳というのを入るということなんでしょうか、ちよつと確認をさせていただきますか。

○布村政府参考人 お答えいたします。

特区におきましては二歳児の幼稚園の受け入れを行ったところでございまして、ゼロ歳児や一歳児の受け入れは行っていないという特区事業でございました。

そして、今回の全国展開におきましても、二歳児の受け入れの取り組みという形で進めていく予

さんの、我々の側から見ると、うちも今、下の子が年中でございしますが、今までやってたことと具体的にどこが変わるのかというのがわかりにくいというのは委員がおっしゃっておられるとおりでございまして、そこは国として、きちっと子育て事業の中で位置づけるということであると私も聞いておりましたので、具体的に現場でどうなるのかというのは、文科省の方から再度聞いていただければと思います。

○市村委員 私は、ここで実はひつかかるとは思ってもいなかったことなんです。要するに、ゼロ歳、一歳は対象じゃないということだけ確認できればよかったわけですが、でも、どうもそれがあまいでありますので。ただ、ちょっとこれに余り時間をかけておきたくありません。実はもっと指摘したいことがございしますから、とにかく非常にわかりにくいということだけ、私も今、改めて認識しましたので、恐らく、皆さんも聞いていて、委員長もお聞きになられていて何だろうなと思ったと思いますが、これはちょっとここでやめさせていただきます。

それで、実は、私が今、子供のことで考えたときに、どうも今教育産業界で行われていることは子供の抱え込みじゃないかという気がしてならないんです。すなわち、なるべくちっちゃいころから自分たちの範疇に子供を置いておきたい。昔は、大学受験、高校受験、中学受験、小学校受験、最近では、もうなるべく早目に子供を自分たちの範疇に抱え込む、そのためにはゼロ歳児からでもお預かりします。一回自分たちの世界に入り込んでおけば、その後、その世界で生きてくれる、どうもそういう状況があるんじゃないかということ、実は私、感じていたんです。

どうもその状況の中で子供たちに、早くから集団生活になじみ、もっと早く覚えろ、だんだんおちかさがなくなってきた、ちっちゃいころからそういうものになじみないと、ちよっとおかしいぞとか、何かこういふふうなレッテル張りが進められるような状況があるような気がしてならない

んです、物すごく。だから、そういう中で、やはりだんだん、幼稚園もこうやって三歳、二歳となってきた、ゼロ歳、一歳となってきた、ひよっとして、もしそういう観点からこういう低年齢化が行われるとすれば、これはゆゆしき問題じゃないかと思っております。

実は、二歳児になってくると大変うれしいのは、私もその一人なんです。今、一歳児の子供がいますから、妻と三歳になるまであと一年半待たなければいかぬと言っていたんです。ところが、二歳になってくると、来年からうちの子供はまた幼稚園に行かせていただける。どっちにしても、今、子供の送り迎えと一緒に連れていっているわけですから、では、その子もちょっと用事があるのと一緒にお願いしますと、子育て支援でほんと預けていければ、妻もその間一人になれて、子育てから少しも解放されるということ、それはうれしいと思います。だから、個人的にはいいことだと思っております。

しかし一方で、小宮山委員もおっしゃったように、子供の観点じゃなくて業者の観点、いわゆる幼稚園の観点、保育園の観点とかいうことで、何とか早く抱え込んで自分たちの世界で生きてもらおう、こういう発想であった場合、すなわち、受け入れ体制もありません、これは申請主義なんです、しかし、ほかがやっていてうまくいっているのを見ると、やらなければいかぬという気にさせられるわけですね。そうすると、無理にでもやろう、無理にでも何か受け入れようとし始めたときに、無理がだんだん職員の方にも圧力になってきて、何とかしなくちゃいけないということの中で行われていく教育の場、また保育の場となると、それは子供にとって果たしていい場なのかというふうに大変心配をしている部分があります。

大臣、いかがですか。私はそうならないようにしていただきたいんです。だから、はっきり言って、抱え込む、つまり子供の観点じゃなくて、何とか抱え込みたいという観点から、何か現場に圧

力が加かって、無理が入ってくるようなことだけにはしてほしくないと思っております。大臣、御所見をいただきたいと思っております。

○渡辺国務大臣 これは利用者といえますか、お子さんの観点、保護者の観点、やはりこれを忘れてはいけないと思うんです。確かに、子供の数が少なくなってきたから、困り込みというんでしようか、お子さんのとり合いみたいなことがもしかしらあるのかもしれないけれども、子育て支援という観点からお子様をお預かりする以上は、やはりそれにふさわしい体制を整えてほしいと思います。

○市村委員 あと一つ、この点について申し上げたいのは、やはり情報提供をしっかりとしたいかなければいかぬということだと思っております。今、うちの妻とかまたそのお友達たちの会話とかいろいろ聞いていますと、どこがいいとか、一生懸命、本当に子供のことを考えて、いろいろ情報収集はしているんです。でも、その業者といえますか、園からすれば、これは保育園でも幼稚園でも、やはりいいところしか見せないわけですね。ぜひうちに来てくれというのに、いや、うちはこういう悪いところがありますよということはないわけ、いいところだけ見せていく。そうすると、非常に少ない情報の中で判断をしなから、私は大臣がおっしゃるようになんていって、これは大変いいことだと思っておりますが、しかし、その選択をする際の情報提供がないと、やはりこれは誤った選択をしてしまうことになりかねないわけですね。それは本当に子供にとって、誤った選択というのは大変大きな影響を、はかり知れない影響を将来与えてしまう可能性だってあると私は思います。

ですから、やはり親の側からすると、別に保育園だろうと幼稚園だろうと認定こども園だろうと、何でもいいんです、はっきり言って。要するに、ちゃんと子供を預かっていただいて、ある種しっかりと自立できる人間、本当にちゃんと

礼儀正しい人間に育てる。もちろん親が、家庭がその最も初歩的なというか、一番の責任を負っているのは間違いないんですが、やはり家庭で幾らしつても外に行くと全然違う話になっていると、幾ら家庭で言っても外ではそんなあいつもしないような中で、幾ら家でやれといったって、これはなかなか難しいわけです。

だから、そういうきちとした場所にまずしてほし、そういうことがちゃんと情報提供されて、親の選択肢を本当の意味で広げていく、こういう状況にぜひともなっていきたい、そうしていただきたいし、そういうふうな政府としてもしっかりと取り組んでいただきたい、こう思うわけでありましてけれども、また大臣のお言葉を一言いただきたいと思っております。

○渡辺国務大臣 情報提供をするというのは極めて大事なことでございます。そこで、多様な選択肢の中で選んでいただくためにも、これは正確な情報を提供する必要があります。特区の成果や国会での御審議などを踏まえて、政府、文部科学省より都道府県に対して、子育て支援としての二歳児を受け入れることについて、いろいろな留意点をきちんと通知しております。その上で地域のニーズに対応して受け入れ体制を整備してもらうというところでございます。それから、保護者に対して自治体、幼稚園、この両方から適切な情報提供が行われるということが極めて大事なことであり、そういう体制が整備されているものと理解をしております。

○市村委員 最後に、これは指摘だけにとどめませんが、小宮山委員もおっしゃっていましたけれども、これまで努力されてきた保育園また幼稚園の方はもちろんそうだし、認定こども園の方もそうです、その方たちがフェアな条件の中で情報提供して選んでいただけたらというふうな状況にしたい、これにさせていただきます。これはお願いということにさせていただきます。それでは、地域再生法の方に議論を移してまいります。

これはもうこれまででもこの場合でも大臣と議論をさせていた方がいいわけですが、きょうは採決ということであります。私が御指摘申し上げた直接型の方、いわゆる民間私企業から民間私企業への寄附に対して税制上の優遇措置、寄附優遇を与えるということについて、あれから御検討いただいたのか、いただいていないのか。御検討いただいたとした場合、結局どうなったのか。また大臣の方からお言葉をいただきたいと思っております。

○渡辺国務大臣 直接型の税制は、確かに、日本の現状にかんがみ苦心の策なんですね。ですから、この税制がほかになじやないかと言われれば、そのとおりかもしれません。とにかく格差を固定化させないためにありとあらゆる政策手段を発動しながら支援をしていこう、一方において、租税回避行為があつたのでは困りますよ、そういう両方の観点から制度設計をしたわけでございまして、確かにオーソドックスな税制ではないかもしれませんが、こういうニーズもあるのだということもあわせて御理解を賜りたいと思っております。

○市村委員 大臣は天下り規制についても大変頑張られていて。本日に、私もマスコミ報道だけの判断でありますけれども、まさに岩盤に風穴をあけようということをやつていらつしやる大臣として、そういった意味では高く評価をさせていただいております。私のような若輩が大変失礼なこととでございますけれども。その大臣であればこそ、私は、今のお言葉というのは何か寂しい思いを持ってお聞きしたわけでありまして。

だから、そこまで本日に国民のためにしっかりと政治をよくしたいという、行政対応をよくしたい、こう、こういう思いの大臣であれば、苦心をされたのは、苦心というか努力の跡ということについては頭が下がる思いなんです、とつてはいけないうものをとつちやいけないということを何回もここで申し上げておりますけれども、大臣、この法律、本日は喜んで通したい、私は賛成したいんです。

すけれども、こういう状況だと賛同しかねるような状況になるんですね。

どうでしょうか、大臣、大臣が大臣になる前に多分決まったことかもしないけれども、この間申し上げたように、大臣がサインをしたものでありますから責任があるわけですね。だから、責任ある立場の方として、やはりこれは問題があるんじゃないかということ、苦心のことはよくわかるんですが、問題ありというふうにはお思ひになられませんか。

〔委員長退席、西村（康）委員長代理着席〕

○渡辺国務大臣 今後の議論として、やはり日本の寄附税制は残念ながら非常に不十分であると思ひます。したがって、もつと民間が公益を担う、そのために資金の手当てがより円滑にできるようにする、そういうための税制改正は大いに議論をしていくべきだと考えております。ことしの秋以降、税制の抜本的な見直しが行われるわけでありまして、我々としては、大いに、日本のNPOを初めとした民間で公を担う人々がより円滑に資金調達ができる、そういう方向性を目指していきたいと考えております。

○市村委員 まさに今の最後の言葉は我が意を得たりという思いでありますので、それをやつていただきたい。

ただ、その前に、私企業から私企業への寄附ということについて、やはりやつてはならない。間接型の方でも、これには「等」がついていますから、いわゆる直接型でやろうとしている政策目的を十分やれるんですね。間接型の方はあるんです。これはあるんです、こういうことが。ただ、やはりこの直接型、問題があると思ひます。

それで、きょうは財務省の方にも来ていただいております。財務省さんにもちよつと私はお伺ひしたいんですけれども、これは、まさにさっきの議論にもありましたように、閣議決定されている。閣議決定の前に事務次官会議があるわけですね。ということは、財務省の事務次官もオーケーを出したということだと思いますが、これは本当に財務

省はオーケーでよろしいんですか。

○古谷政府参考人 お答えをさせていただきます。渡辺大臣の御答弁を補足する格好になろうかと思ひますけれども、税制を担当するサイドからの御答弁ということで、よろしくお願ひいたします。

税制上、寄附金につきましては、公益性の高い主体に対して支出される場合に優遇措置の対象にされるというのが基本でございます。主要先進国においてはいずれもこのような取り扱いになっておると承知をさせていただきます。我が国の税制におきましても、基本的には同様の考え方、所得税や法人税などの寄附金優遇税制が仕組まれております。

ただ、御承知のように、法人の場合には、事業活動をもととする機関でございます法人企業、これが支出をいたします寄附金につきましては、事業活動との関連性を有する場合もあるということ、一定の費用性を否認し得ないものもあります。そういうことで、我が国の法人税法におきましては、一般的な制度といたしまして、民間企業同士の寄附金も含めて、一定の金額の範囲内で損金算入を認めるという仕組みがございます。この仕組み自体が、諸外国にない我が国独自のものがございます。

今回は、こうした現行の法人税制の考え方を踏まえました上で、再チャレンジ支援事業を実施する会社に対して直接支出をされる、いわゆる直接型の寄附金につきまして、法律上、租税回避に利用されないことなどがきちんと担保されていると、いうことを確認いたしました上で、政策的な特例措置として、法人税に限ってこの寄附金優遇措置を設けさせていただいたということでございます。

○市村委員 大分これで問題点がまた出てきたんですね。結局、今おっしゃっていただいたように、企業の、いわゆる法人の一般寄附金枠のことも出てきたんですね。これ自体、世界にないんです。

す。今それを質問しようと思ったんですが、もう言っていたきましたのであれですが、ないんですね。

では、お聞きしたいんですけれども、今回の制度は、直接型はその一般寄附金枠を活用すること、ということでしょうか、そうじゃないんですか。

○古谷政府参考人 お答えいたします。

現在の法人税の寄附金控除と申しますのは、まず、一般枠につきまして、資本金と所得の一定割合を損金算入するという一階部分がございまして、これに加えて、公益的な寄附金につきましては、この一般寄附金と同じ額の枠を別枠で設けるという格好にしてございまして、今回の直接型の再チャレンジ寄附金につきましては、その二階部分の別枠の中で損金算入ができるという仕組みをつくらせていただいております。

○市村委員 もう一回お聞きします。ということ、やはり本来は法人の一般寄附金枠を使うということですか。それがイエスかノーかだけ、お聞かせください。

○古谷政府参考人 お答えいたします。

仕組みとして、別枠が一つ二階に乗っているわけでございますが、再チャレンジ寄附金を直接型で出される場合を想定いたしますと、実質的に一般寄附金の枠が倍になっているというふうに御理解いただいてよろしいと思ひます。

○市村委員 なるほど、つまり一般寄附金枠を使うと。もう一回確認させていただきます、それでいいんです。

○古谷政府参考人 一般寄附金枠は法人税の基本的な制度でございまして、今回の寄附金優遇といたしましては、一つ別枠というものが設けられております。その中で、この再チャレンジ寄附金を入れるということでございますが、仮に再チャレンジ寄附金だけをする企業を想定いたしますと、その別枠をまず使われて、別枠の額よりも再チャレンジ寄附金の額が多くなりますと一般寄附金枠も使えますので、実質的に倍になるということでございます。

○市村委員 大体、いわゆる一般寄附金枠は大変ちゃんとした定義があつて、普通の企業だったら年間数万円です、まあ数十万。これは大企業だったら何百万と出せる場合もありますけれども、数十万です。ということは、今回の再チャレンジ支援の、そうしたいわゆる雇用のための資金も、では一企業当たり数万円の寄附ということ想定されているんですか。

○古谷政府参考人 一般寄附金枠は、当該企業の所得金額の二・五％プラス資本の金額の〇・二五％、その半分が一般枠ということでございますので、企業の大きさによつて枠は区々であらうかと思ひます。

○市村委員 いや、だから、その枠のことは今申し上げているとおり、さらに小さいわけですから、つまり、数万円とか数十万でそんな雇用のための支援金が出るのかということをお私に確認させていたたいわゆるんです。今、その枠の別枠とおっしゃったから。つまり、その程度の寄附額しか考えていないなら、政策目的は達成できないと私は思ひます。いかがでしょうか。

○古谷政府参考人 金額について一概にお答えするのは困難かと存じますけれども、対象となるいわゆる再チャレンジ事業を行われる企業がどのくらいの雇用を予定しておられるかということによつても変わつてこようかと思ひますけれども、先ほど申し上げました、一般枠の倍まで再チャレンジ寄附金が法人税制上経費にできるということでございます。

○市村委員 ということは、これはやはり大企業を対象にしているのでしょうか考えられないですね。大企業以上でないとお出せませんから。普通、出せませんよ、枠というのは普通数万円ですからね。それを倍にしたって数万円から数十万ですよ。それで、ちょっと待ってください、林副大臣。

もう一回確認しますけれども、つまり、一般寄附金枠ではなくて別枠をつくるというのは、一般寄附金といかにも関連性があるようにお答えになられたけれども、違うということですね。これは

再チャレンジ支援としての制度であるから一般寄附金とは違うということで、もう一回確認させていただきます。そこは違うんですね。

○古谷政府参考人 今回の再チャレンジ寄附金の直接型のいわゆる寄附金優遇税制といたしましては、別枠の部分がそうでございますが、たくさん寄附をされた場合には一般枠もお使いになれるということでございます。

○市村委員 もちろん、それは一般枠があるわけですから、当然のごとく使えるわけです。だから結局、もう一回確認させていただきます。つまり、違うということですね。これは確認なんです、一般寄附金枠とは違うという。

では、林副大臣、お答えください。

○林副大臣 なかなか財務省は言いにくいと思ひますので。

例えば、今委員がおっしゃったように、所得金額の二・五％プラス資本等の金額〇・二五％、この二分の一ですから、その金額は、例えば二十万円の企業があつたとしますと、今までは二十万円の一般の枠があるわけですね。今度、再チャレンジの枠が二十万円、もう一個乗りますから、全部で四十万円の枠を持っています、二十五万円寄附したいというときは、二十万円がまず再チャレンジ枠でいつて、残りの五万が、残りの二十万のうち、ここは何でもいいわけですね、一般です。そういうことだと思ひます。ですから、二つの枠で、リヤンファン目が高いということですね。要件、縛りがかかっている、そういうことであらうと思ひます。

○市村委員 今、副大臣おっしゃっていることはわかつているんです。その上でお聞きしているんです。

つまり、世界に例のない法人の一般寄附金枠を持つているんです。アメリカは個人の一般寄附金枠なんです、千ドルまで。だから、アメリカの場合、それをNPOに皆さんは寄附しているわけですね。それで千ドルまで所得控除をしているわけですね。だから、法人の一般寄附金枠を持つて

いる国というのは極めて珍しいというか、日本ぐらしいかないということですね。これもこれでいろいろ問題があるから議論しなくちゃいけないことなんです、きょうはおいておきます。

ただ、今回の再チャレンジ支援の直接型の税制は、これとはまた別枠なんです、別物なんです。そこを確認させていただいたかたつたんです。それで、別物ということを確認した上で、では今回の別枠を設けるだけの理由づけは何でしょうかということなんです。

もう一度確認させていただきます。別枠を設けて、なぜ寄附優遇を与えるのかということについての理由づけを、大臣からもう一度確認させていただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 安倍内閣においては、再チャレンジ支援のための政策を、ありとあらゆる手だてを尽くして用意をさせていただこう、その一環としてこの税制を設計したわけでございます。

したがって、高齢者とか障害者、子育て中の母子家庭のお母さん、こういった方々には、今までにないような税制を苦心惨たんしてつくつても支援をしていこうという意気込みでございまして、ぜひこの意気込みを御理解いただきたいと思ひます。

○市村委員 意気込みは大変いいと思ひますが、私の質問は、今回こうした税制を入れられる理由をもう一度教えていただきたいということなんです。済みません、では財務省の方からちょっと一言、今回なぜこういう税制が可能なのか。財務省さんはオーダーを出されたわけですから、その理由づけを教えてください。

○古谷政府参考人 お答えいたします。繰り返になりますが、先ほど申し上げましたような、我が国の法人税制の仕組みを踏まえた上で、今回、直接型につきまして、法律で、当該寄附金が再チャレンジ支援事業に確実に充てられるということや、租税回避に利用されないことが担保されておるということを確認いたしました。政策的な特例措置といたしまして法人税の寄附金優

遇措置を設けさせていただいたということでございます。

○渡辺国務大臣 要するに、一般寄附金の枠ですと相手先が限定されないわけですね。しかし、今回の再チャレンジ税制は相手先を限定して、高齢者、障害者、子育て中の母子家庭のお母さん、そういう目標を絞って、そこに支援の手段を施していくということでございます。

○市村委員 また後で確認させていただきます。では、これから日本の税制上、政策目的がはっきりして、かつ、チェックがちゃんと行き届くという前提であれば、今回のような税制はあり得るというふうには、この国はこれから税制上考えていくということでもよろしゅうございますか。これだけ確認させていただきます。

○渡辺国務大臣 税制の抜本見直しの必要性があるわけでありまして。その抜本見直しは、まさしくことしの秋、いろいろなレベルで始まっていくわけでございますから、当然、寄附税制についても、あるべき姿を目指しての議論が行われるものと理解をいたしております。

○市村委員 では、その寄附税制の抜本の見直しのときに、今回のように政策目的がはっきりしている場合、チェックも行き届くということが、僕はチェックが行き届くというのは大変困難なことを自分の経験からも知っていますので、なかなかこれは、私もある基金のプログラムオフィサーをやつていましたから、助成した先がいかにその資金をちゃんと使っているかどうか、これをチェックするのは並大抵ではありません。一つの組織をチェックするだけでもです。

それは、乗り込んでいつて、ほら、見せろということじゃだめなわけですね。それは当然相手もしっかり頑張つていて団体なわけですから、乱暴に見せなさいということじゃありません。やはりそれなりに人間関係をつくつていつて、どうですかというところでやらないと、信頼関係は築けないわけですね。お金をを出しているんだから何でもやつていいんだという話じゃないです。そうしな

いと長続きしない、関係は。だから、チェックな
んというのは極めて難しい。

前回、公益認定等委員会ときも週三十件とか
言っていましたけれども、はっきり言って、でき
るはずないんです、とてもです。だから、結局
チェックは難しいんですよ。でも、前提としてそ
の難しいチェックがきくという前提に立って、政
策目的ははっきりしているということであれば、
今後の税制の抜本的見直しのときにこうしたこと
もあり得るというふうには、もう御決断をされたこ
ういうことでよろしいかどうかだけちょっと確認を
させていただきたいと思えます。

○林副大臣 税制の一般的な議論にもかかわりま
すから財務省に補足していただいてもいいんでき
ますが、ぜひ私も議論に参戦させていただきたいと思
います。

まさに税制でございますから、例えば憲法です
とか民法の一般則ですとか、こういうものであら
かじめこれはだめだ、例えば公序良俗のような話
ですね、そういうことでない限りは、まさに議會
においてこの租税の制度というのは設計される、
それが議會の成り立ちであつたわけでございます
ので、ここで御承認をいただければいろいろな租
税のシステムというのはいくらでもござい
うふうに承知しておるわけでございます。

まさにそういう観点で、今委員が御指摘になつ
ているように、きちつと回避行為ができるのかと
かチェックができるのかというのを議會で御議論
いただいた上でやつていこうということござい
まして、諸外国に例がないのでできないんだとい
うだけでは、やはり我々は議論するつもりはござ
いません。

それからもう一つは、この間御議論を聞いてお
りまして、ある政策をやるために例えば補助金を出
すとかいうのはあるわけでございますので、補助
金の対象が、例えば非営利が営利にかかわら
ず、政策を誘導していくためにやつてくださる方
には、その態度をしていくという意味でこういう
税制も位置づけられてしかるべきものだ、こうい

うふうに考えておるところでございます。

○市村委員 この間、渡辺大臣も、松原委員に対
する答弁の中で、やはり寄附という言葉は使われ
てなかったんです。無意識かもしれませんが、融
資という言葉を寄附のことに松原委員は聞いて
いるのに、融資だというふうには、多分、そつち
の方が極めて正しい認識なんですね。だから、今回
も、何で融資とか出資とかいう話じゃなくて寄附
なのかということなんです。

もちろん何事もタブーを設けちゃいけないとい
うのは私もそう思っています。だから、別に諸外
国がやつていないから日本がやる必要はないなん
という議論はしているつもりは一切ありません。
諸外国がやらなくても日本が先駆けてやるべきこ
とだつてたくさんあります。しかしながら、私企
業から私企業への寄附に対して、なぜ税制優遇措
置を入れていないかというのには、やはり理由があ
るからなんです。理由があるからなんです。

だから、もう時間が来ましたので最後に指摘だ
けにとどめますが、すなわち、日本における営利
企業とは何かということをもう一回議論をしつかり
しないとい、このことは安易にやつてはならない
と私は思っているんです。そこをしつかり踏まえ
ないと、結局、諸外国の国民の寄附というのは、
つまりNPOに対する寄附なんです。これは広
範に、NPOがやる公益的な存在の部分もありま
すから、そういうところに対して寄附をした場合
合、その分の税の優遇措置があるというのには、こ
れはもう広く認識されているところでありませ
う。

しかし、今、日本がやろうとしている私企業か
ら私企業への寄附について税制優遇を与えるとい
うことについては、きょう、今回のこの委員会の
場でも議論させていただいたように、これは本
場とってはならない。もし、とるんだつたら、き
ちつと、日本における営利企業というのはどうい
う存在なのか、すなわち、これからもう日本にお
いてはNPOと営利企業には垣根はないんです
よ、日本においては株式会社というのは上場を目

指さなくてもいい、また、配当も出さなくてもい
い、ある意味で、もう極めてNPOに近い存在と
しての株式会社も存在しているということを前提
に、ちゃんと深い議論をした上で、前提にした上
で、では、こういうふうな税制上の優遇措置をと
るといふならば理解はできるということでありま
すから、そのことを最後に指摘しまして、大臣か
ら一言だけいただいて、私の質問を終わりたいと
思います。

〔西村(康)委員長代理退席、委員長着席〕
○渡辺国務大臣 今後、大いに議論をしていき
たいと思います。

○市村委員 ありがとうございます。
では、終わります。

○河本委員長 次に、小川淳也でございます。
○小川(淳)委員 民主党の小川淳也でございます。

先日はありがとうございました。その後、一昨
日、与野党大幹部のもとで国会が正常化をいたし
まして大変喜んでおりました。その小一時間後、
憲法特の方でまた職権によつて委員会立てが行わ
れまして、昨日、公聴会の日程が強行採決という
ことで、非常に不本意ではございますが、こうし
た状態が続いております。その上で、きょう質疑
に臨ませていただきます。

まず、構造改革特区についてお尋ねを申し上げ
ますが、先日の質疑の中で実績等についてお尋ね
をさせていただきました。それらを踏まえて、今
回の改正案、特に自治法の改正案について、その
内容、趣旨、お答えをいただきたいと思うんで
す。自治法の特例について。

○渡辺国務大臣 地方自治法は小川委員の専門分
野かと思いますが、私のような素人が答えるのも
なんでございますが、今回の特例の趣旨、その期
待される効果であります。

都道府県は、地方自治法による事務処理特例制
度によつて、その権限に属する事務を市町村に移
譲することができま。その場合であっても、移
譲後に市町村が国と行う協議や国への申請につい

ては、都道府県を経由して行うこととされており
ます。

今回の特例は、都道府県が特定の事務のすべて
を市町村に移譲した場合には、都道府県が經由を
行わないことを認めるものであります。經由を認
めた一切の關係事務を行う必要がなくなることに
よつて、都道府県における事務の合理化効果が期
待できるということでございます。

なお、事務処理特例制度による事務移譲が進め
ば本特例の適用の対象となることから、今回の特
例の存在は地方分権の観点から大いに意義のある
ことであると考えております。

○小川(淳)委員 ふだん非常にスピード感のあら
れる大臣の御答弁、十分御自身のペースでやつて
いただいて聞き取ることは可能でございますので、
スピードデーにお願いを申し上げます。

この自治法の特例なんです、私は過去に都道
府県にもおりました、そして市町村にもおりました。
そうしますと、国と県の關係、あるいは国と
市の關係も難しい面があるんですが、県と市町村
の關係というのも意外と難しいものなんですよ
ね。

この特例の趣旨はよくわかります。もう移譲し
た事務については都道府県はできるだけ関与しな
いんだと。ところが、うまくいっているときはこ
れでいいんですが、何かトラブルが起きたりとか
あるいは問題が発生した場合に、都道府県の側と
しては、そういうやりとりを管下の市町村と国と
の間でやつていたことを全く聞いておりません
ということでは、その後の対処においてスムーズに
これを、場合によつては調整役等でないとい
けないわけですね。

そこで、この法律改正の趣旨はよくわかります
が、きょう大臣の御答弁でぜひいただきたいんで
すが、この特例が適用された後であっても、市町
村が国との間で何か協議を行う、あるいは調整を
行う必要があるときには、都道府県に対して積極
的な情報提供なり、事前の断りなり調整なり、こ

ら、そこにも念を入れた定めを私は持つべきだと思います。指摘だけさせていただきます。

最後のお尋ねです。

直接型の支援スキームで若者、フリーター、ニート対策、若者支援がなぜ想定されていないのか、お答えをいただきたいと思っています。

○渡辺国務大臣 直接型で限定しておりますのは、高齢者とか障害者とか母子家庭のお母さん、こういう方々は、例えば障害者の皆さんは障害者手帳というのがございます。母子家庭のお母さんは、やはり似たような手帳をお持ちですね。一方、フリーターと言われる若者はフリーター手帳というのがございまして、なかなかこれは限定するのが難しいという状況がございまして、このような設計にしているところであります。

○小川(淳)委員 これはよく厚生労働省さんなんかも調整が必要なんだと思いますが、例えば今回の法律の五条の改正で、「安定した職業に就くことが困難な状況にある青年」という法律的な定義を置かれたわけでありまして、法的な定義を置いたのに、そこをターゲットにした、税制を含めた、何でもいいわけですけども、支援措置というのが講じにくいという御見解は、今後さまざまな雇用法制を含めたいろいろな社会政策を打ち出していく上で影響を及ぼす可能性が私はあるような気がします。

ですから、これは手帳があるなしとかなんとかいうよりも、ならばどうするのかということをもっと考えていくべきであると、もう時間もございませぬから御指摘をさせていただきます。

この税制全般なんですけど、最初に申し上げたように、とにかくなかなか実績を上げていくのが難しいのがこの税制特例です。中身が伴うのかどうか。これは、やったふりになる可能性、一方で、やったふりをするには非常に便利なんです、この税制特例というのは。法律の改正もしますし、こうした支援税制ができましたと。やったふりをするには非常に便利ですが、実際にそれが成果を上げる、果実をとっていくのが非常に難しいとい

うのがこの税制特例ですので……

○河本委員長 小川君、持ち時間が過ぎております。簡潔にお願いします。

○小川(淳)委員 ぜひ、その点にも御配慮をいただいた今後の運営、成立すればですけども、お願いを申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

○河本委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、先ほども質問ありました、ことし一月十七日の、財団法人東京市政調査会から「構造改革特区制度の改善に向けた提言」というのが発表されておりますけれども、このことについては先ほどの答弁で大臣は知っていますということですから、この理事長の西尾勝さん、この方が、通達、通知による特例措置が全体の三割以上に及んでいることを発見した、特区制度運用に異議ありということを書いておられますが、まず、これを読まれている大臣の感想を端的に伺いたいと思います。

○渡辺国務大臣 私も、こういう通知で岩盤のような規制になっている、そこに風穴をあけようとしたケースが結構確認されているのを見まして、いささか驚きました。

○吉井委員 お読みになってどう理解していただいたかということが、いまいよくわからないんですが、この調査会の提言の中で、「この間、提案から認定までの流れを一貫して通観できる独自のデータベースを構築した上で量的な分析を行う」とともに、物流、福祉、教育、農業などの特区の現地調査や全自治体に対するアンケート調査を行った結果、かえって規制強化につながり、地方分権改革の障害となっている事例をはじめ、いくつかの問題が判明しました。」というふうなことは指摘されているんですね。

それで、提言が四つ示されておりますが、その提言の一の中では、「自治体の自治事務に対する「通達・通知」をあたかも法令に準じる規制根拠をもつものであるかのように取り扱い、特例措置を設けるケースが多数確認されている。」というふう

に指摘されております。その問題点は正のための四つの提言の中で、あたかも法令に準ずる規制根拠を持つものであるかのように取り扱い、特例措置を設けるケースが多数確認されるということなんですけど、そこで、私は内閣府の政府参考人に伺っておきたいと思うんですが、具体の事例を挙げての指摘があるんですが、この指摘について内閣府はどう考えているのか、伺っておきたいと思っています。

○大前政府参考人 これまで四年余り特区の取り組みを行ってまいりました。

これまでの特区の取り組みの内容でございまして、自治体に対して行われている通知でございまして、国の補助金等の交付基準に対応してその通知が出されているケースや、国の地方支分部局に対する通達とあわせて発出されておまして、それに準じて運用されているケースなどもございます。こうしたことを踏まえまして、地方公共団体からの御提案、地方公共団体からの求めにに応じてそうした特例措置を講じてきているものでございます。

○吉井委員 要するに、機関委任事務というのをなくして法定受託事務と自治事務にしたわけですね。総務省に聞いておきたいと思いますが、この自治事務に対する通達、通知というものは一体どういうものなのかということですか。

地方自治法二百四十五条のところのことです。述べられているんですが、二百四十五条の二に「与の法定主義」ということ、二百四十五条の三に「与の基本原則」、必要最小限の原則というのも示されております。それで、要するに、二百四十五条の国の自治体に対する関与の類型の中では、助言または勧告とされ、二百四十五条の四で各大臣による技術的な助言及び勧告に該当するもので、これは法的拘束力は持たない、そういう性格のものだと思うんですね。これは政府参考人に聞いておきます。

○藤井政府参考人 お答えします。

御指摘のとおりでございますが、平成十一年、

地方分権改革の流れの中で分権一括法が制定されたわけですが、従前は機関委任事務という制度がございまして、それにつきましては、旧地方自治法百五十条でいわば包括的な指揮監督権があった、そういう包括的指揮監督権に基づく通達等が多数出されていたというふうな把握しております。それが平成十一年の改正で、御指摘のとおり、機関委任事務という制度が廃止され、自治事務と法定受託事務ということになったわけですが、自治事務につきましましては、これは御指摘の中にもあったかと思いますが、むしろ、新しい地方自治法二百五十四条の四ですかによりまして、要は、原則的に国の関与は助言、勧告しかできないということになっております。

したがって、仮に、現在の自治事務につきまして通知等の名称の文書があるとしても、その法的効果とは問われますと、それはやはり原則的に助言、勧告の効果の範囲内にとどまらなければいけないというふうな理解しております。

○吉井委員 何か、国の関与とか規制があるから特定の地域を限定して規制緩和をする、これは特区だという話なんですかね。

今のお話のように、もともと自治事務に関しては、これは助言、勧告ということをやって、法的拘束力はない、そういうものだというところで、法的拘束力はない、そういうものでもう一度確認しておきたいんですが、要するに、助言、勧告というのは、非権力的関与の形態として法律で認める限りで行うことができる、地方公共団体に対する法的尊重義務を課したり法的拘束力を有するものではないということですね。

これは一九九九年七月七日の参議院の行財政改革及び税制等に関する特別委員会、当時の野田自治大臣が、特にこの自治事務については助言、勧告というような形で法的拘束力を持たないものですとちと答弁をしておられますが、改めて確認をしておきます。

○藤井政府参考人 お答えします。

で、直接地方公共団体がその法令に基づく事務を施行する責任とか権限があるわけでございます。それに加えて、主務官庁と申しますか法律所管省庁がいろいろな関与をなされるということはそれはあるとは思いますが、それだけの関与は、今申し上げましたように助言、勧告の効果にとどまるものであり、むしろ受ける側の、地方公共団体として、法令は遵守しなければいけませんけれども所管大臣からの関与というものは、おっしゃったようにあくまでそれは助言にとどまるものでありますし、勧告ということ、そのとおりやらなきゃいかぬというのではないというふうに理解しております。

○吉井委員 だから、これは技術的助言または勧告の法的効果ということについて、これに対する地方自治体の不服従を理由とする不利益扱いをしてはならないということがきちっとされているように、もともとこれは法的拘束力はないんですよ、助言、勧告というのは。

そうすると、提言に言われているように、自治体の自治事務に対する通達、通知は、助言または勧告にすぎないもので、法的拘束力を持つものではないため、特区制度の対象となる規制には該当しないということになると思うんですね。本来、規制でないものを規制であるかのようにして、特区として認める、これは地方自治法の規定からしても容認できないことだと思うんですが、特区法の趣旨に反していると思うんですが、これについての考え方を内閣府の政府参考人に聞いておきたいと思っています。

○河本委員長 まず、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

○大前政府参考人 特区制度の取り組みにおきましては、規制につきましては国の許認可などによります具体的な制限のみを指すのではなく、広く社会的、経済的活動一般に関して何らかの事項を規律するものすべてを想定して取り組みを進めているところでございます。

このような観点から、これは先ほども申し上げたとおりでございますが、自治体に対する通知でございますけれども、国の補助金などの交付基準に

これは、全面的にきちんと点検をする、そして必要なものは是正措置をとるということをやるべきだと私は思うんですが、大臣。

○河本委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○吉井委員 当然のことと考えると、自治事務に対する通知は法的拘束力を持つものではなく、自治体が自主的に判断できることは当然のことと考えております。

○吉井委員 当然のことと考えると、自治事務に対する通知は法的拘束力を持つものではなく、自治体が自主的に判断できることは当然のことと考えております。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○泉委員 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論を行います。

○吉井委員 当然のことと考えると、自治事務に対する通知は法的拘束力を持つものではなく、自治体

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○河本委員長 まず、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○河本委員長 まず、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○河本委員長 まず、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○河本委員長 まず、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○河本委員長 まず、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○吉井委員 要するに、通達とか勧告というのは、自治事務に関しては法的拘束力を持たないわけなんです。持たないものを、何かあっても規制がかかっているかのようにマインドコントロールされた状態を解かなきゃいけないんですよ。だから、それは拘束力を持たないんだから自治体でどんどんおやりなさいと。あたかもそれに規制がかかっているから特区に認定して外すんだというふうな形でやっていく、そのやり方がおかしいということをやっているんです。

○河本委員長 まず、内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入ります。

めて困難であります。税の優遇措置が設けられる以上、これらがあいまいなままで制度を設けることは許されることはありません。

以上、反対の理由を申し上げて、私の討論を終わります。(拍手)

○河本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○河本委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、地域再生法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○河本委員長 次に、内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、ことし三月三十一日で切れる特区計画の認定申請期限を、本法案によってさらに五年間延長しようとするものだからです。

構造改革特区制度は、地方公共団体からの特区申請と国の認定により、地域を限定して特例的に規制の緩和や撤廃を行い、それを全国に広げようとする制度です。これは規制緩和万能主義の立場からの施策であり、特に、国民の福祉や環境、安全を守る規制緩和は容認できないものである。

反対の第二の理由は、本法案で学校施設の管理と整備の権限を教育委員会から地方自治体の首長に移すことが可能となるよう、地方教育行政に特例措置を設けることです。

教育方針、内容と教育施設の整備は、本来ならば一体のものとして行わなければならないものです。しかし、自治体の長に施設管理と整備の権限をゆだねることは、条件整備の軽視や条件整備を口実に教育内容に対する介入につながりかねません。本法案第二十九条第二項で、特区認定を受けた地方公共団体の長は、あらかじめ教育委員会の意見を聞かなければならないと定められています。単に意見を聞くだけではこの問題の歯どめになりません。

特区による株式会社教育への参入は、株式会社設立したLECリーガルマインド大学に文部科学省が改善勧告を出したように、教育と営利が両立しないことをはっきり示したのになりました。株式会社教育への参入を認める特区制度は直ちに廃止することを求め、反対討論を終わります。

○河本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○河本委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○河本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、後藤田正純君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。小宮山洋子君。

○小宮山(洋)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、趣旨を説明いたします。

その趣旨は案文に尽きていますので、案文を朗

読いたします。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 「三歳未満児に係る幼稚園入園事業」の全国展開に当たっては、特別区域事業の評価において、満三歳児以上と同様の集団的な教育が二歳児についてはなじまないとの結論が得られたことにかんがみ、一人一人の園児の発達段階に応じた受入れが適切に行われるよう、十分に配慮をすること。

二 三歳未満児に係る幼稚園での子育て支援としての受入れ形態について、保育所等における子育て支援機能と重複する面が存在することにかんがみ、保育所・認定こども園との関係で保護者や現場に混乱を生じさせないよう、適切な措置を講ずること。

以上です。

何とぞ委員の皆様のお願いいたします。(拍手)

○河本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺国務大臣。

○渡辺国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○河本委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河本委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後三時三十分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、犯罪による収益の移転防止に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。溝手国家公安委員会委員長。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○溝手国務大臣 ただいま議題となりました犯罪による収益の移転防止に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における犯罪による収益の移転の状況及びその防止対策に関する国際的動向にかんがみ、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届け出等の措置を定めるとともに、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供を行うこととする等により、犯罪による収益の移転防止を図り、あわせてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施を確保することをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、特定事業者の定義についてであります。

○田端委員　そこで、ちょっと提案といいますが、犯罪収益を徹底的に追及していくという場合に、国際問題に必ず私はぶつかっていく、こう思っています。それで、この点を今伺っているわけでありますが、今回は、そういう中で、本人確認、取引記録の保存、あるいは疑わしい取引に対する届け出義務、こういう大きな点があるわけでありまして、そして、金融機関等の特定事業者を特定して、そこから情報をきちっといただいて対応する、こういう流れになっていくんだと思います。

が、この中で、今現実に起こっている問題として、例えば地下銀行という組織が既に発生しています。

先月の初めだったと思いますが、パキスタン国籍の食品店経営のアスガルという人と、それからムハンマドという二人が銀行法違反で逮捕されており、○二年から今日に至るまで、両容疑者は七億七千万、パキスタンに送金していた、こういうことが報道されていたわけであり、つまり、これは一つの事例でありまして、地下銀行を使った犯罪というのは年々広がっている、そういう感じがしております。

例えば、送金先に仲間がいて、こちらに、国内に銀行口座を開設していれば、簡単にとはいいますか、スミーズに送金できるというシステムであって、現に、中国、韓国、フィリピン、ネパール、タイ、イラン、台湾、ミャンマー、ペルー、パキスタン等々、多くの国の地下銀行が既に今までも摘発されてきたところがあります。

こういうことが厳然と日本で行われているということになれば、これはまさに、法律がどういふふうになろうと現実に今抜け穴になっているわけでありまして、そういう状況をさらに推測していけば、本人確認もなくて、送金目的を明かす必要もないというこの地下銀行というもの、ここからいろいろな犯罪とつながった、不法就労とかということが一番現実にあるわけですが、薬物とかあるいは強盗とか窃盗とか、そういうことも絡み合わせて、そしてテロ組織にこれが流れるとか、イスラム原理主義政党にこれが流れるとか、そういったことが既に危惧されているわけで、現実にはひょっとしたらそれらも起こっているのではないかと、こう考えられます。

そこで、ここ数年、これらの地下銀行を使って不正送金した事例というのは、警察の方ではつかんでおられるのかどうか。どのぐらいの金額、例えばこの五年間、この十年でこのぐらいあったとか、何かそういうことも御報告いただければいいと思うんですが、それが、この法律が施行され

ば、果たしてこういった事件に対応できるのか、抑止効果があるのか、その点についてはどんなものでしょうか。

○米田政府参考人 地下銀行につきましては、これは、各種の証明書の偽造とか偽装結婚などとともに、来日外国人組織犯罪等によります犯罪の、いわばインフラとなっておると認識をしております。また、テロ関係者による海外送金を容易ならしめるという問題もございまして、警察としては、これは看過できないものという認識でございます。

件数でございますけれども、大体、年間十件前後の事件を検挙しております。推定される送金額でございますけれども、年間、少ない年でやはり二、三百億、多い年では一千億を超えるというような実態がございまして。

これに對しましては、地下銀行といえども全く金融機関が絡まないというわけではございません。したがって、送金の頻度とか、送金の金額、態様等々、これは余り詳しく申し上げるわけにいきませんが、ある種の特徴がございまして、これは現在でも、疑わしい取引の届け出が摘発に有効に働く分野ではなからうかと考えてございます。

この法律案が成立、施行いたしましたならば、F・I・Uが国家公安委員会、警察庁の方に移管をされるわけございまして、組織犯罪、テロ関連情報と照らし合わせ、これを活用してより有効な取り締まりを実施いたしますとともに、また事業者の方にも、この手口に関する情報を提供するということがこの法律案に規定されておりますけれども、事業者の方にもそういうものを提供いたします、地下銀行の発見、検挙に努めてまいりたいというふうな考えでございます。

○田端委員 その場合、相手国といいますが、それらの関係当局と連携をとりながら対応ということも、これはぜひ、大事な点ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○米田政府参考人 国際刑事警察機構、いわゆる

ICPOを通じて、あるいは相手国捜査機関とパイの関係において、さまざまな協力をしながら摘発に努めてまいりたいと考えております。

○田端委員 そこで、実はこの法律が今国会に上程になるまでの間、警察庁当局も大変、各方面にいろいろ御努力をされて今日に至ったと思いますが、ことの初めでしたか、日本弁護士連合会、日弁連の方から大変な陳情もありまして、そういった意味で、この法律の重要性とともに、いかに国民の皆さんに信頼されるような仕組みとして成立させるかという意味で、中身について、特にこの日弁連の方からいろいろな陳情がございました。

中でも、「私たちは、「犯罪収益の資金洗浄、いわゆるマネー・ロンダリング対策や、テロ資金対策には反対していません。」「私たちは、「その手段として、弁護士が依頼者の信頼を裏切って、「疑わしい取引を疑わしい」というだけで警察に密告する制度」には反対します。」という意見広告まで各紙に出されたりして、各県の弁護士会の会長さんの写真、名前等を入れたこういうもの、大変目立つたりして我々もびっくりしたわけでありました。

そういう中で、日弁連の方々と担当の警察庁の所管の方々と話し合いが続けられて、今回、本人確認と取引記録の保存ということについてはマルとして、疑わしき取引の届けについては、弁護士関係のところはそれはしなくていい。そういうことで、特に、これらのことについて最終的には弁護士会の会則の中できちっとどう対応するかをゆだねていただくということで、先日、総会も日弁連の方で開かれたという話も聞いておりますが、こういうことで非常に私は、円満にという感じが、話し合いがついてよかった、こう思っているわけでありまして。

それで、要するに弁護士並びに士業の方々のところを別扱いといいますか、そういうふうにした理由はこういうことなのか。そしてそれが、そういうふうにはしたけれども実際の運用面といういま

すか、現実にはその履行に対してどういうふう担保されているのか、そのところを国民の皆さんにはしっかりと説明していただくことが大事ではないかと思ひます。

つまり、弁護士会というのは非常に高度な自治権といえますが、自治を持つていらっしゃる方々でありますから、そこは大切にしなければなりません。しかし、だからといってこの法律は、変な、バランスを崩しているわけではありせんというメッセージをしつかりとさせていただく必要があると思ひますが、疑わしき取引の届け出義務を対象外にしているという点について、特に御説明をお願いしたいと思ひます。

○米田政府参考人 弁護士による疑わしい取引の届け出につきましては、私ども、法務省と協力をし、日本弁護士連合会とも交渉を重ねながら案をつくってまいったところでございます。

その際、守秘義務の範囲は届け出事項から除外をするとか、あるいは、対象業務は不動産取引、会社設立、資産管理といったものの代理代行に限るとか、それから、届け出をする場合を、他の事業者と異なりまして、その収受した資産が犯罪収益である場合、つまり、法的助言とか相談とかの段階ではかからないということをはっきりさせるというふうな案をつくってまいりました。また、届け出は日本弁護士連合会に対して行つて、監督も日弁連にやっていたら、こういう案をつくってまいったわけでございますが、依頼者との関係に与える影響につきましては、日本弁護士連合会からのお懸念が示されているということ等を踏まえまして、この点につきましては、引き続き検討を行う必要があると判断し、本法案からは除外をすることとしたものでございます。

しかしながら、弁護士その他の士業者は、この法案の特定事業者として位置づけられておりまして、本人確認と取引記録等の保存の措置は行つていただくということになっております。これによりまして、例えば偽名を用いてこれら士業者を利用した取引を行うことにより犯罪収益の隠匿等を

図るということはかなり困難になってまいりますし、一定の取引記録等が保存されることによりまして、より効果的な犯罪収益の追跡、剥奪、さらに被害回復ということが可能となるわけでございます。この辺は、金融機関その他の特定事業者による措置とも相まって、かなり実効的な犯罪収益対策が確保されるものと考えてございます。

それから、日弁連におきましては、別途自主的なマネロン防止の取り組みも進めていただいていると承知しております。したがって、政府としましては、日弁連あるいはその他の士業者の団体との協力、それから関係省庁間の相互の協力によりまして、マネーロンダリング及びテロ資金対策の実効性をさらに上げてまいりたいというふうに考えてございます。

○田端委員 そういう意味では、日弁連の皆さん、弁護士の方々の理解といたしまして、そしてまた協力も得られる体制ということで、非常にそれは最終的にはよかったと思います。

よかったです、では、それはFATFの国際的な勧告との絡みでいけば、それはそれでいいんですかということにもなるわけでありまして、他国、諸外国の中で弁護士の扱いはどうなっているのか、そういうことでFATFの勧告と整合性がとれているならいいんだと思いますが、その点について、どういふふうな考えなんですか。

○米田政府参考人 弁護士に關しまして、疑わしい取引の届け出の義務を法制化している国というのは、FATFのメンバーは三十一カ国・地域でございますが、そのうち二十四カ国でございます。それから、現在、その義務の法制化を検討している国は四カ国あるというように承知しております。

なお、この義務の法制化を今のところ予定していない主要な国として米国及びカナダがあるわけですが、米国のつきましては、弁護士を含むすべての者に一定額以上の現金受領の場合の届け出を義務づけていると聞いております。

それから、平成十五年に改定されましたFATF勧告におきましては、こういう弁護士等の法律、会計の専門家、さらには、ファイナンスリース、クレジット、宝石、貴金属商、それから、トラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーといった事業者にも、本人確認、取引記録保存、そして疑わしい取引の届け出を義務づけるということが勧告の内容として入っております。

今回の法案は、一応、勧告が言っております対象事業者で日本の法制度上可能なものはすべて対象に入れます。ただ、法律、会計専門家にしましては、疑わしい取引の届け出を除外しているということでございます。したがって、これによりまして我が国のマネーロンダリング対策は大幅に前進をするということで、国際的にもそれなりに評価を受けるのではないかと考えてございます。

○田端委員 そうしますと、こういうことなんです、とりあえず、とりあえずと言うと失礼かもしれませんが、日弁連の皆さんに納得していただくように一歩下がって、しかし、やがては時間をかけながら話し合つて、今後は法律の改正も視野に入れて進めていこう、こういう考えになるんでしょうか。

○米田政府参考人 弁護士その他の士業者に対する疑わしい取引の届け出につきましては、引き続き検討することでございます。この辺は、それらの団体の御理解、それから関係省庁間の議論も踏まなければなりませんし、また国際的な動向も見きわめなければならぬということ、今後精力的に検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○田端委員 ぜひ、これはやはり話し合つてきちつと、今うまく了解いただいたわけでありまして、さらにまた今後どうするかについては、確かにおっしゃるとおり、まだまだ問題も多いかと思いますが、また国際的な関係もあるかと思ひますので、そこはしっかりと御判断いただいて、引き続き粘り強くお願いしたいと思います。

さて、現実の問題として、テロもテロなんです、が、暴力団の関係も多々あるだろう、こう思っております。特に、暴力団の最近の構成員数を見ますと、構成員数は約四万一千で、準構成員が四万三千というふう聞いておりますが、つまり逆転しているわけですね。準構成員の方が多くなつてきているという意味では、これはつまり、表面は企業か何かにカムフラージュして、そしてフロント企業といふんです、そういう形でやっているんですが、しかし実態は暴力団の資金源になつていく、こういうことなんだろうと思ひます。そういうふうになんか巧妙化して、そして資金集め、あるいはいろいろな形で犯罪の源になるようなことになつていっている、こういうことがたくさん考えられるのではないかと、こう思ひます。

そういう暴力団の犯罪による収益、そして資金を集めるというこのやり方に対して、いろいろな、今までもあつたわけですが、ここで特定事業者に入っているファイナンスリース業者とかクレジットカード業者とか、あるいは土地関係等々、これはまさにそういう対象といふんです、そういうところになるんだらうと思ひます。

それで、おれおれ詐欺みたいなものが過去にもあつて、そういう意味では非常に巧妙に今はなつてきているんだというふうにも聞いておりますけれども、例えば私設私書箱というのがあつて、そしてここに現金を送る、そういう指定をする。こういうことは過去には、今までは、この法律の前はそれはそれで通るかわかりませんが、しかしこれは、私設私書箱を置いている業者が本人確認をしなければ私設私書箱を貸すわけにいかなくなつてくるわけでありまして、そういう意味では大きな前進だと思ひます。

また、電話の受付サービス業者というのがあつて、東京都千代田区のと真ん中に住所があつて、そこに電話を置いている。まあ秘書の代行だと思ひますが、こういうことをきちつと、今度これも

対象になつていくとなれば、本人確認が必要だ、こういうふうになつて、それぞれこれらの業者がちゃんとしてくれば、そういう意味ではカムフラージュしてそういう指示があつたり、あるいは電話を通してのやりとりとかということ、非常に対策としては、うまくいってこれればいいな、うまくいくんじゃないかな、こう期待をしているわけです。

今までのそういう犯罪に利用されていたものが、これで大きく抑止効果が出てくる、こういうふうな考えていいんだと思ひますが、その点、いかがでしょうか。

○米田政府参考人 いわゆる私設私書箱あるいは電話秘書、あるいはこれらを兼業するバーチャルオフィス、こういうもの、この法律では郵便物受取サービス業者及び電話受付サービス業者でございます。すけれども、現在のところ、本人確認とか契約書類の保存などに関する規制が存在をしていないわけでございまして、事業者の方も、身分証不要とか会社登記可能、現金書留受け取り可能などの点を宣伝、アピールをしている、そういう事業者もあるわけでございます。

最近のいわゆるおれおれ詐欺と申しますか振り込め詐欺の中には、こういう郵便物受取サービス業者に現金を送付させるという手口も目立つております。これは、金融機関本人確認法が平成十六年に改正をされて口座売買が禁止をされたというところで、金融機関向けの対策が進んだということも背景にあるのではないかと考えておるところでございます。

この法案で、こういう業者に對しまして、契約時において顧客の本人確認、法人顧客の場合は登記事項証明書の確認、それから契約書類の保存などが義務づけられるわけでございます。こういう業者、あるいはこういうところを拠点としますバーバーカンパニーを利用した詐欺事件の防止、あるいは被害が拡大する以前の早期の検挙ということが可能になるのではないかと考えてございます。

○田端委員 これは、関係事業者に対してぜひ丁寧にしつかりと広報活動をしていただいて、そしてこの法律に合った対応ができるように、それではなければせっかく仕組みをつくっても情報提供にはならないと思いますから、ぜひお願いしたいと思います。

最後に大臣、これは大変大事な法律だと思いたすので、さつきもお話いただきましたが、今までの質疑を通して、大臣の御決意を一言いただければと思います。

○清手国務大臣 今までいろいろ紆余曲折もありまして皆さんに御心配をいただいたんですが、先ほどから御議論いただいたように、このような要請に対応するものとして速やかにその成立を図り、また、国家公安委員会として法の趣旨的確につかんでその責任を果たしていきたい、このように思っております。よろしくお願い申し上げます。

○田端委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○河本委員長 次に、本原誠二君。

○本原(誠)委員 自由民主党の木原誠二でございます。

今日は、一時間お時間をちょうだいしております。国家公安委員長にもおつき合いをいただきま

す。どうもありがとうございます。
きょうは、いわゆるマネロン法あるいはゲートキーパー法と言われる、今田端委員のお話もございました。大変重要な法案である、私もこんなふう

に思っております。
このマネロン対策は、これまでは、本人確認法あるいは組犯法といったことではいろいろなところに規定があった、こういうことでございますけれども、今回こうして一本の法律として規定をされる、そういう意味でも大変重要な、こう思っております。

とりわけ今、犯罪は、非常に複雑化、国際化、多様化あるいは大規模化、こういう状況にございます。その背景にあるのは、まさしく組織化して

いる、こういうことであろうかというふうに思っております。組織化をしているということは、組織を維持する必要がある、こういうことであろうというふうに思います。そういう意味では、常に犯罪によって収益を上げていくということが組織を維持していく上では大変重要である。逆に言えば、その収益源を断っていくという意味において非常に重要な法案である、こう思っております。とかくこれまでは、組織のトップあるいは構成員を捕まえる、こういうところに重点があったように思いますけれども、組織ですから、先ほども、暴力団の構成員が四万人を超える、こういう状況ですから、どんなに捕まえても捕まえても幾らでも構成員は出てくる、トップはほとんど変わってくる、こういう状況だろうというふうに思

います。
そういう意味では、構成員も大変重要ではありますけれども、その犯罪の収益、あるいはその組織を維持する源を断っていくことが今非常に大切な、こういうふうな思います。

と同時に、悪貨が良貨を駆逐する、こういうことも言われております。やはり、やみ経済。先ほど、アンダーグラウンドバンクとか地下銀行の話もございましたけれども、地下銀行があるがゆえに正規の金融が正常に機能しないという面もあるわけでございます。そういう意味でも、しっかりとこの部分をたいていくという意味で

大変重要な、こう思っております。
かつてはマネロンに対して余り日本国内の意識も高くなかったかな、こう思うんですけれども、おかげさまで昨今、とりわけ金融機関においては

この取り組みが重点化されてきている。昨年は十一万件を超える疑わしい取引の届け出があったというふうに向っておりますし、警察当局においても、そのうちの百件ぐらをまさに捜査につなげていただいた、こういうような状況だろうと思

います。
そういう状況を踏まえながら、今回の法案、最初に、恐縮ですが趣旨あるいはその背景と

いったことの概略を御説明いただければというふうに思います。

○清手国務大臣 近年、暴力団等の経済活動への介入とか、金融機関による本人確認の強化に伴いまして金融機関以外の事業者を利用して犯罪を行って収益を隠匿したりする、いわゆるマネーロンダリングの手法が見られるようになってきております。また、マネーロンダリング及びテロ資金対策の国際基準とされておりますFATF勧告においても、本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外の、外に拡大することが求められておりまして、我が国もこれに

対して対応しなくてはならないという面がございます。
本法案は、このような犯罪による収益をめぐる内外の動向に対応するため、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部という、ややこしい名前があるんですが、ここで決定されました方針に基づいて国会に提出するものでございます。本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届け出の義務対象事業者の範囲を拡大するというこ

と、それからもう一つは、これに伴いFIIUを金融庁から国家公安委員会に移管することなどを主な内容とするものであります。
本法の施行により、マネーロンダリング及びテロ資金対策における我が国としての責務を果たし、国内にテロの脅威を呼び込むことを防止する

とともに、暴力団等の犯罪組織が振り込め詐欺ややみ金などにより得た犯罪による収益を追跡、その剝奪を図り、これを被害者に回復する等、手続が一段と促進されることを期待いたしております。

○本原(誠)委員 ありがとうございます。

ちよつと確認をしたいというふうに思いますけれども、こういう法律を新たにをつくっていくという場合には、やはり敵を知るといことが大変重要な、こういうふうに思います。

先ほど、国家公安委員長の提案理由説明の中に、最近における犯罪による収益の移転の状況にかんがみ、こういうふう

に書いてございました。
なかなか把握は難しい、こういうふうに思いますけれども、犯罪収益というものが今どの程度あるのか。統計があれば教えていただきたいと思

いますし、統計がない場合、何らかの具体例をいただきながら少しイメージをいただければというふうに思います。

○米田政府参考人 犯罪収益全体の規模というのは、これはまさにアンダーグラウンドの世界のことでありまして、残念ながら、その全貌というのは私どもにも把握はできておりません。

ただ、幾つか手がかりになる数字を申し上げます。いと思

います。平成年十七年中の刑法上の財産犯、窃盗、詐欺、横領等でございますが、これの被害額の合計は約二千八百五億円であります。

幾つか類型別に各種犯罪の被害額を申し上げます。いわゆる振り込め詐欺、詐欺か恐喝かとい

うような、振り込め詐欺または振り込め恐喝でございますが、この被害額が大体約二百五十億円で

ございます。やみ金事犯の被害額が約二百億円。ネズミ講とか未公開株売買などによりまして、私どもはこれを資産形成事犯と呼んでいますが、これが大体四百三十七億円ぐら

い。それから、資格商法、点検商法などによる特定商取引等事犯の被害額が約三百七億円というふうなことでござい

ます。
これらは被害者のある犯罪でございますけれども、被害者のない犯罪、典型としては賭博、それから薬物事犯でございますけれども、これらは、ちよつと数字はござい

な数字が出ない、こういうことだろうと思います。最近ではマネロンに関するさまざまな本も出ています。私がこの間読んだ門倉さんという方の日本地下経済白書というところでは、例えば地下経済の規模というのは日本のGDPの四から五%ぐらいあるんだ、こんなことも書いてありました。だとすれば大変な大きな規模だろう、こう思います。

実は、私はイギリスの大蔵省で仕事をした経験があります。そのとき、マネロンの担当としておりまして、FATFにも出ておりました。そのときに、まさにこの規模を世界的に把握しようじゃないか、そういうことを随分やったわけですが、けれども、そのときも、世界的に見て世界の経済規模の大体四、五%というのはやはり地下経済だろう、こういうことが言われていたわけでございます。

そういう意味では、実は、この地下に潜ってしまった経済あるいは犯罪による収益というのが払拭をされれば経済にも非常にいい影響が出てくる、こういうことだろう。そういう意味でも、このマネロン対策というもののしつかり取り組んでいかなければいけない、こう思うところでございます。

そこで、今、大変大きな規模、例えば二千八百幾らとか、振り込め詐欺で二、三百億、こういう話も出たわけでございますけれども、今回の法案が成立することによって捜査の現場ではどんな効果が出てくるのか、少し具体的にお話しただければというふうに思います。

○米田政府参考人 こういういわゆるブラックマネーというものが犯罪組織に流れ、そしてそれがまた再投資をされる。再投資をされることによってこれがまた治安に対する脅威となるということでございますので、犯罪組織の取り締まりとともに、お金の取り締まりは大変重要でございます。この法案によりまして、一つは、本人確認措置を義務づけるということは犯罪収益の移転には相当な支障になるであろう。その対象事業者が拡大

をするということとは、そういう意味では、彼らにとつてはかなり打撃になるのではなかろうか。そして、疑わしい取引の届け出、さらには取引記録保存ということで、犯罪収益の追跡、そして剝奪ということが可能になるわけでございます。これがやはり地下経済の縮小、さらには犯罪組織の弱体化ということにつながるものではないかと考えてございます。

○木原誠委員 ありがとうございます。

今、まさに本人確認が入ること、そしてまた、いわば追跡が可能になる、こういう御趣旨だったかというふうに思います。

まさに、このマネロンの一番重要なところは三つかな、私はこう思っています。一つは、守秘義務との関係をごとまで打破していくことができるかということが一点、二点目は、情報をどれだけ集めてこれられるかということが二点目、そして三点目は、まさに追跡をする、ネットワーク化できるかどうか、この三点だろう、こう思っております。

まだかなり時間が残っていますから順次この三点について伺いをしたい、こう思うんですけれども、きょうは実は国税庁にお越しただいていただきますので、国税庁の方にここで伺いをしたいというふうに思います。

今回の法案の中に、法案の十一條だったというふうに記憶をしていますけれども、FIUで得た情報、疑わしい取引の届け出によって得られた情報というものを徴税官、国税当局にも提供できるという規定が入っております。実際には、附則の方で適用が当分の間というか停止をされているというふうな状況になっているわけでございますけれども、本則の方は、提供できる、こういう状況になっているというふうに承知をしております。

私は、犯罪の捜査それから犯罪収益の剝奪という面において国税当局が果たす役割あるいは果たせる機能というのはかなり高い、こういうふうな認識をしておりますけれども、今回のこの法案、国税当局から見ると十一條というところをどのよう

に評価し、そして今後どうされていくか、御見解を伺いたいと思います。

○鈴木政府参考人 今、委員から情報の重要性につきまして御指摘をいただいております。

国税当局といたしましては、適正公平な課税の実現を図るというために、さまざまな機会を通じて資料情報の収集に努めております。今まさに御指摘いただきましたように、収税官吏に提供される情報、これにつきましては、脱税事件の犯罪調査のための資料情報の一つということで、適切に活用してまいりたいと考えております。

○木原(誠)委員 だれでも知っている例を挙げれば、まさにアル・カポネは徴税権によって投獄された、十一年牢屋に入った、一九三〇年代のことですね。

そういう意味では、今国税庁の部長から御答弁いただきました。なかなかそれ以上のお答えはない、そう思いますので、その点についてはこれ以上答弁を求めたいというふうに思いませんけれども、公平課税というのは当然のことでございますけれども、そのことがひいては地下経済をあぶり出していく一つの大きな手段にもなるんだということとはぜひ思っていたいただきたい、こんなふうに思います。

その点で、これはどちらにお答えいただいた方がいいのかよくわからせんけれども、諸外国において、FIUと国税当局との情報交換、どんな状況になっているのか、教えていただければというふうに思います。

○米田政府参考人 詳細はわかりませんけれども、諸外国においては、大体、国税当局とFIUは情報を交換し合っているのではないかと思います。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、諸外国はかなり頻繁に実は情報交換が密接にやられておりますし、同一の当局でやられているということも間々例があるところでございますから、附則は附則として、本則に戻った際にはぜひ積極的に取り組んでいただきます。

たいな、このことだけお願いをしておきたい、このように思います。

それでは、少しまた戻って、この法案の中の個別の論点について伺いをしたい、このように思います。

まず、対象事業者が今回かなり広がった、特定事業者ということでかなり広がりました、宅建業者、貴金属業者、あるいは電話受付サービス業者といったようなところまで、かなり幅広く入ってきた、こういうことでございます。

我々、注意しなければいけないのは、本人確認の義務を入れる、あるいは本人確認記録を七年間保存させる、こういうことは、やはりかなり各業者にとつてはコストの負担になるだろう。ここはバランスをよくしつかりとっていかなくちゃいけないわけですが、各業態、業者との関係で、どの程度調整をこれまでされてきたのか、その調整の経緯等を御説明いただきたいというふうに思います。

○米田政府参考人 今回、金融機関等に加えまして、新たに規制対象となるという事業者が幾つかございます。これにつきましては、平成十七年十一月に、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の決定を踏まえまして、枠組みとしては、基本的には、それぞれの事業の事業所管官庁において責任を持って各業界調整を行うこととしたところでございまして、それぞれの省庁が所管業者に対して説明、調整を行い、理解を得る努力をしてまいったというところでございます。

警察庁といたしまして、各所管省庁からの要請に応じまして、あるいは所管省庁と協力して、業界に対する説明会等々を行ったところであります。

ただ、郵便物受取・電話受付代行業につきましては、これは業界というものが存在をいたしませんので、パブリックコメントを実施いたし、そして業者説明会というものを公表して行いまして、そういう調整を行ったというところでございます。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

そうすると、仮にこの法案を多少改正する、あるいは義務をもう少し、負担を重くするあるいは軽くする、こういったことは、基本的には今後も各所管省庁、主務大臣でやっていくというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○米田政府参考人 それぞれの事業への監督というのは各所管省庁がまず第一義的にやる、全体の取りまとめは国家公安委員会、警察庁において行うということでございますので、連携しながら、特に事業者に対する調整等は各所管省庁が責任を持って行うこととなると思います。

○木原(誠)委員 委員長、済みません、もう国税庁には特段質問しませんので、もしあれでしたら、どうぞお引き取りください。ありがとうございます。

今、十分な調整を所管省庁を通じてしっかりとやっていくんだ、こういうことでございました。やはり経済は生き物ですから、余りコストが過重にならないように、そこは十分留意をさせていただきたいな、こう思います。

他方で、事業者と同時に反対側には顧客がそれぞれあります。いつだったか、ちょっと私もしっかり記憶をしておりますけれども、例えば金融機関の送金に対する本人確認というのは、今随分と価値が下がってしまっていて、しまっていてという言い方は不適切かもしれませんが下がっていて、十万円、こういうことになっていると思います。

十万円というと、ほとんどの送金の実はいかかってきてしまう。もちろん、既に本人確認が終わっている口座というのは外れているわけですが、一見の場合、あるいは現金でATMで送金をする等々の場合というのは、この十万円というのは相当低い、正直申し上げて低い、こう思います。

それでもなお今これを導入するということについては、このマネロン対策の重要性、あるいはテロ対策という意味でも大変重要だ、こういうこと

でございます。十万円に引き下げる過程においては、金融機関においても随分と、店頭あるいはATM機械の横、さまざまな場面で周知徹底がなされてきた、このように承知をしております。

今回、対象事業者がかなり拡大をして、国民もさまざまな場面でマネロンの対策というものに接する機会が飛躍的に多分増大する、こういうふうにも思いますけれども、そういう意味では、国民一般、あるいはそれぞれの対象顧客に対する周知徹底といったようなものはどういふふうに行われるのか、あるいはもう既に行われているのか、御答弁をいただければと思います。

○米田政府参考人 特にこの法案の枠組みの中では、本人確認というものが一般国民にとりましては、ある種御協力をいただくといえますが、負担になる部分があるわけでございます。この法案の作成に当たっては、もちろん法案概要を公表したり、新たな事業者に関する制度の考え方に付いては、先ほど申しましたように、パブリックコメントを付すなどしまして、国民の理解が得られるように努めてまいりましたところでございます。

本法案におきましては、犯罪収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めることというのが国家公安委員会の責務となつてございまして、私もそういったしまでも、意識して、国民の理解が得られるように努めてまいりたい、このように考えてございます。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

以上で、少し対象事業者の範囲の拡大ということから離れていきたい、こう思います。というよりも、この対象事業者の中で、先ほども田端委員の方から御質問がございました、いわゆる士業と言われる部分が抜けているというふうには申しませんが、異なる取り扱いをされている、こういうことでございます。その点は、さまざまな経緯もあつたでしょうし、またその中に経緯と同時に理論的な武装というものも十分なされている、このように承知をいたしますけれども、その中でもとりわけ弁護士については異なつ

た取り扱いがなされているということでござい

す。ちよつと弁護士に特化して外国の状況を、先ほども御説明がございましたけれども、もう一回、繰り返して恐縮ですが、御答弁いただきたいと思ひます。

○米田政府参考人 FATFのメンバー三十一カ国・地域のうち、弁護士に對しまして疑わしい取引の届け出の義務を法制化している国というのは、これは先ほどもお答えいたしました。二十四カ国でございます。これはことしの一月現在で把握している数字でございます。それから、今後この義務の法制化を検討している国がほかに四カ国あるということでございます。

なお、主要な国としては、米国及びカナダが弁護士に對するの届け出義務の法制化を現在しております。また予定もないということでございます。米国の関係しましては、弁護士云々ではなくて、すべての者に一定額以上の現金受領の際の届け出を義務づけていると承知をしております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

今の御説明ですと、大半の国は弁護士にもマネロン対策の義務づけをしているというふうに理解をしたいと思います。

それと、アメリカに對して、今、一定の規模以上というお話でございましたけれども、これはい

わば疑わしい取引の届け出をしているというふう

に解釈をされているのかどうか、確認をしておきたいと思ひます。

○米田政府参考人 FATFの相互審査におきましては、アメリカのこの制度は、疑わしい取引の届け出とは認められていないというように承知をしております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

まさに今御説明いただいたように、弁護士、特に司法にかかわる部分というのは、それぞれの国の慣行も、そしてまた伝統もある、そういう意味では異なる取り扱いがなされている、こういうことだろうと思ひます。とりわけアメリカ

の場合は、金融機関についても、ある程度の額を決めてすべて届け出をさせるといったようなことが行われているわけで、これは、疑わしいということにかかわらず一定規模以上のものはすべて報告をさせる、こういう制度だというふうに承知をしております。

そういう意味では、慣行が違えば取り扱いも違う、あつてしかるべきだろうというふうに思ひますし、とりわけ、守秘義務がどの程度それぞれの国において強いのか強くないか、あるいは歴史的な経緯、あるいは依頼者との信頼関係をどこまで重視するかしないか、多くの論点があるんだらうというふうに思ひますけれども、我が国において、今回、弁護士に對して疑わしい取引の届け出は除外をする、措置をしない、本人確認等々についても、これは法律上の措置というよりは、いわば内規的にやっていたかどうかということになった、その経緯というよりも考え方を整理していただきたいと思ひます。

〔委員長退席、西村(康)委員長代理着席〕

○米田政府参考人 経緯につきましては先ほど田端委員にもお答えをいたしましたけれども、基本的な考え方としては、私も、マネーロンダリング対策、テロ資金対策は大変重要であります。こういう弁護士等の依頼者との関係というものが、そういう弁護士等の依頼者との関係というものが重視をしております。当初つくりました案も、そういう考え方に基ついて案をつくつたわけでございます。

では、この後どうしていくのかということでございますけれども、日弁連においても、先ほど田端委員が御紹介されましたように、やはりマネーロンダリング対策は重要であると。ただ、依頼者との関係についてなお懸念があつて、その懸念の払拭の方法について、まだ意見としては私どもと一致をしないというところでございますので、その辺を踏まえて、双方で検討して、よりよい方策を見つけてまいりたいというふうに考えてございます。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

今の部分は、疑わしい取引の届け出についてというふう理解してよろしいでしょうか。

○米田政府参考人 さようでございます。

それで、若干答弁漏れがございましたので追加をさせていただきますが、弁護士につきましては、他の士業者とまたさらに異なりまして、その具体的な規範を会則で定めるところにしております。監督も日本弁護士連合会が行うということになるわけですが、これは、弁護士につきましても、日弁連を監督するという機関はございませんで、極めて高度の自治が認められております。その点を配慮いたしまして、弁護士会における自治にそこはゆだねまして、そしてその義務を十分に履行していないということになれば、それは弁護士会における懲戒等の監督に任せられる、そのような仕組みをとったものでございます。

○木原誠委員 少し整理をしたいと思っておりますけれども、今お答えいただいたことは、届け出あるいは本人確認ということについては、会規、会則というんでしょうか規約がもう既に日弁連の中に制定をされて、それに基づいて運用がなされていく、それに違反するようなことがあれば、これは日弁連の中でしっかりと取り組んでいきます、こういう御趣旨かというふうに思います。

一方で、疑わしい取引の届け出については、現状、まだそういう意味ではルールも存在をしないという状況だろうというふうに思いますけれども、補足をしていたく前の答弁の中で、そういう意味では日弁連の中で何ができるかということについてまだ十分な検討がなされていないので、これからしていきますというお話があったように思います。これは、疑わしい取引の届け出については、今、いわば白地の状態にあるわけですから、これを今後どういうふうに取り扱っていくのかということについて、政府側とこれからしっかりと協議をしていく、こういうことと理解してよろしいか、御答弁いただきたいと思えます。

○米田政府参考人 弁護士にしましては、一応その担当というのは法務省ということになるわけでございます。私ども、法務省と連携しながら日本弁護士連合会を含む関係者と引き続き協議、検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○木原誠委員 ありがとうございます。

私、実はこの部分はかなりやはり真剣に議論をした方がいいだろうな、こういうふうに思っています。というのは、冒頭申し上げたように、やはりマネロンの真髓は情報の部分、それと守秘義務の部分、そしてネットワークの部分、こういうものだと思います。

とりわけ、守秘義務がある、あるいは秘密が守られるという世界は、犯罪者にとっては非常に居心地のいい世界であろうというふうに思います。かつては銀行は非常に強い守秘義務を持って、匿名口座もできますし、借名口座もできました。それがだんだん守秘義務が外れていった。今なお例えばルクセンブルクとかスイスは、まあスイスはちょっと状況が変わってきたというふうに承知をしますけれども、守秘義務が強い国もあるわけですし、やはりこの守秘義務の高さというところが一つのキーワードになってくるんだろうというふうに思います。

そういう中であって、一方で、司法の高度な自治あるいは弁護士の高度な自治ということのバランスをどうとっていくのかということについては、せっかく今こうやって法案が出て、一つの機が熟してきているんだらうというふうに思いますから、先ほど田端委員から、反対の広告が出されたというお話もございました。私のところも実は多くの陳情をいただきましたけれども、しかし、それはそれとして、前向きに、今の御答弁はそういう御答弁だというふうに理解をしておりますけれども、しっかりと協議を進めていただきたいな、こう思います。

それは、話が前後になって大変恐縮ですがけれども、確認ですけれども、弁護士がかかわった、あるいは、弁護士に限りません、士業と言われる方々がかかわったマネーロンダリングの案件というもののどんな形態のものがある、あるいはどんな事例があるのかということについて、国内にあった例があるのかどうか、あるいは海外において何らかの報告があったかどうか、少し具体的に御教示いただきたいと思えます。

○米田政府参考人 例えば、これは弁護士自体が検査されたわけではありませんけれども、IC機器の製造会社社の代表取締役らが架空増資を行った事件がありまして、昨年の二月に検査されておるんですけれども、これが、一たんその架空増資用の見せ金が弁護士の口座に入りまして、それが海外のタックスヘイブンに所在するとされている会社名義でその払込取扱銀行に入金されたというような事例。あるいは、賭博での収益を隠匿したいということで相談を受けた弁護士が、これは架空の債権債務をこしらえまして、裁判所からその差し押さえをさせるということで、免れようとして、これは弁護士も含めて検査されたというような事例。あるいは、裏ビデオ店のわけせつDVDの販売収益、これを弁護士名義の金融機関口座に隠しておったということで検査されたというような事例もございます。

○木原誠委員 ありがとうございます。

そういう事例も既にあるわけでございますから、そんなことも踏まえながらしっかりと御検討いただきたいな、こう思います。

お、これはFATFが求める疑わしい取引の届け出には該当しないということと相互審査では言われているということだとすると、今、現状、白地であるという状況を見ると、かなり我々にとつては厳しい相互審査になるのではないかとこのように思っていますけれども、見込み、見通しというものの御見解をいただきたいと思います。

○米田政府参考人 平成十五年に改定をされましたFATF勧告におきましては、非金融機関として、不動産、宝石、貴金属、それからトラス・アンド・カンパニー・サービスプロバイダー等、それと独立法律専門家等、ここに、本人確認、取引記録保存、そして疑わしい取引の届け出の措置を行わせるということをお願いしておりますが、本法案によりまして、一応対象事業者としてはすべて網羅できる。ただ、独立法律専門家等と言われている者に係る疑わしい取引の届け出のところが除外をされているということでございます。

私もとしましては、本法案の成立、施行によりまして、我が国のマネーロンダリング対策は大幅に進捗するということに考えてございます。ただ、FATFの相互審査におきましては、弁護士その他の士業者が届け出義務の対象外となっていくこと、これは何らかの指摘を受けることは恐らくそうであろうと思えます。ただ、その届け出にかわる日弁連の例えば自主的な取り組みの状況といったようなことも含めまして、我が国のマネーロンダリング対策、テロ資金対策が前進した面についてはよく説明をし、理解を求めて対応していきたいと思っております。

○木原誠委員 ありがとうございます。

もう一点だけ確認したいのですが、FATFの相互審査、これはどういうランクづけがあるのかよく承知をしませんけれども、何かを指摘されたときというのは、法的な効果はないんでしょうけれども、FATF、OECDから、何かそれに対するサンクションとか罰金みたいなものがあるのかないのか、その点を確認しておきたいと思えます。

ます。

○米田政府参考人 最初は、二年たてばフォローアップというようなことがありまして、だんだんそれではなかなか看過できないということになってきますと議長からのレターの発出等々ありまして、今まで最後そこまでいった例はないと聞いておりますけれども、除名ということも一応仕組みとしてはあると承知しております。

○木原(誠)委員 日本はG7の主要国でございますし、FATFにおいて除名ということはまずないだろう、こういうふうにも私も思います。ただ、FATFの中には、非協力地域あるいは非協力国に該当するという仕組みもございます。そういう意味では、先ほどしっかりと日弁連と政府との間で協議を進めていくことがございましたので、FATFのことも念頭にに入れていただきましたが、精神的に御議論を進めていただきたいな、こう思うところでございます。

ちよつと弁護士というか士業あるいは法律職といったことを離れまして、次の課題を少しお尋ねしたいというふうに思います。

それは、今まさに弁護士のところでも議論があったことは、いわば国家権力と国民の権利、それをまさに守るべき弁護士という職業との間の緊張関係をどういうふう到我々が整理をするかということだろうというふうに思っております。

そういう意味で、いわば国家権力との緊張関係ということで申し上げますと、今回の法案の中に、国家公安委員長なのか国家公安委員会なのか、広がった、あるいは広がった以外の部分ももちろん含めて、この対象事業者に対して報告の徴収権あるいはまた立入検査権、立入検査権自体は都道府県警が行うというように承知をしておりますけれども、いわば行政的なかなりの強い権限を持つというふうな規定がございます。

まず、こういう規定あるいは権限が国家公安委員会に付与されるその背景というのか、その趣旨を御説明いただきたいと思います。

○米田政府参考人 この法案では、事業者に対す

る監督、これはそれぞれ事業の所管官庁が行う、こういう枠組みにしております。しかしながら、マネーロンダリングというのは、異なる種類の事業者をまたがって行われる、特に取り組みとか監督の緩やかな事業者が利用されるということがあるわけでございます。一方、所管行政庁の方は、所管外の事業者のことはなかなか精通をしていない、それぞれの監督下にある事業者を見ていただいておりますので、こういう事態には十分対応できないというおそれがございます。

そこで、本法案では、この点を補完するために、FIUとして全般の情勢、情報を把握している国家公安委員会が各事業所管行政庁に対して行政処分に関して意見を述べる、こういう手続を置いておるわけでございます。その際、意見を述べべらるためには当然確実な根拠資料に基づかなければならないわけでありまして、具体的問題を把握したとしても、本当に意見を述べるといふまでにはまだまだいろいろ調査をしなければならぬ。それを各所管行政庁で調査をせよというところになると、先ほど述べたと同じように、やはり所管が分かれていてというふうな問題も生じまして、時間と手間がかかってくる、これは事業者にとつてもかえって負担になりかねないという問題があるわけでございます。

そういうことで、本法案では、所管行政庁による報告徴収とか調査を補完するものとして、意見陳述に必要な限度において、ということとは、意見陳述を行う必要があると判断されるような具体的な問題を国家公安委員会において把握している場合において、国家公安委員会が報告徴収とか調査を行うことができる旨の規定を設けたわけでございます。

なお、そのうち立入検査につきましては、国家公安委員会の事前承認を必要といたしまして、なおかつ、その承認をしようとするときは、所管行政庁に通知をして、その求めに応じて協議をしなければならぬというようにしております。

そういうことによつて、慎重かつ客観的な判断を担保するというようにしております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

確認ですけれども、これは、各所管省庁、事業者の所管行政庁が行政処分をするときに国家公安委員会として意見陳述をする場合がある、意見陳述の規定が入っているわけですから、その場合に、正確な意見陳述をするためにみずから報告を求め、立入検査ができる。あくまでも意見陳述のための措置だということでもよろしいかどうか、もう一度確認をしたいと思ひます。

○米田政府参考人 法案にも明確に書いてございますように、意見陳述に必要な限度においてということでございますので、そのためだけでございます。

○木原(誠)委員 まさに法案の中に、意見陳述をするための限度においてという言葉がございます。そういう意味では、これが一定の歯どめになるというのか、目的は全く違う、こういうことで理解をいたしたい、こう思いますけれども、ただ、とかく国民の側は、警察権というものが過大にみずからの生活にかかわってくるということについてかなりの懸念というのがあるのも、これはいたし方ないことかなというふうに思います。私のところにも、そういう意味では若干の懸念の声というものが届いております。

もう一点確認をしたいことは、今回の、とりわけ都道府県警による立入検査というものが、立入調査というんですかね、犯罪の捜査目的にかえって活用されるということがないのかどうか、一体どんな担保措置がとられているのかということについて、少し詳しく教えていただきたい、このように思ひます。

〔西村(康)委員長代理退席、委員長着席〕
○米田政府参考人 立入検査は、犯罪捜査目的ではなくて行政上の目的である、これはもう当然のことでございます。

先ほども申し上げましたように、そもそも、国家公安委員会の調査は意見陳述に必要な限度にお

いて行方、そして、その調査の中で、特に立入検査につきましては都道府県警察に指示をして行わせる、こういうことでございますので、当然、行政上の目的でございます。これは当然のことなんですけれども、特に本法案の場合は、事業者の義務に罰則がついておりません。したがって、そもそも捜査目的ということがおおよそともと考えられないという仕組みでございます。

なお、当然のことでありまして、法案に書いてありますように、立入検査は犯罪捜査のために認められたものではないという旨を明記しておりますし、先ほど申しましたような、慎重かつ客観性を担保するような手続も置いておるわけでございます。もちろん、私どもとしても、これが適正に運用されるように、よくそのルールを決めてやってまいりたいと考えております。

○木原(誠)委員 ありがとうございました。

今の御説明の中で、事業者の義務違反には罰則がついていない、したがって、これは犯罪捜査目的にはならないんだと。それはそうかなとも思ひますけれども、ただ、我々が、あるいは国民が最もやはり懸念をするのは、いかなる形であれ、都道府県警を通じて事業者に立ち入りの調査が入り、そこでまた情報が得られたという状況になったときに、この情報が犯罪のために流用されるということがないのかどうかということなんだろうというふうに思ひます。

立ち入りの目的はしっかりと法案上にも書いてある、そしてまた、立ち入りの対象となる事業者には罰則がそもそもない、それはそれで十分理解をいたしますけれども、もう一度確認の御答弁をいただきたいと思いますけれども、この得られた情報について、あるいは得られたさまざまな資料について、犯罪の捜査目的には使われないということについてどのような担保措置がとられるのか。法案上の担保措置があるのか、あるいは警察内の何らかの担保措置があるのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○米田政府参考人 特に都道府県公安委員会とい

うものはいろいろな行政権限を持つておりまして、都道府県警察の職員に立入検査をさせるということも、これは制度上いろいろあるわけでございます。中には、事業者の義務について罰則がついているものもある。しかしながら、それは行政上の目的でございますので、厳然と峻別をしておるわけでございます。

私どもとしては、例えば、他の役所が同じようなことをやって、仮に行政上の目的で立ち入ってその場で例えば覚せい剤の粉末を見つけてしまったらどうするのか。それは一切知らぬふりをするのかといえば、そんなことはないわけでございます。私どもとしては、みだりに捜査に流用されることがないように、中でルールはちゃんと決めていきたいということは考えてございますが、およそ、本当に偶然にそういうことがあったことに何もしないのかというと、それはかえって私どもの責務を果たすことにはならないと思いますので、そこところは適切に対応してまいりたいと考えております。

○木原(誠)委員 今、中でルールを何らか定めてというお話もございました。そして、それで適切に運用していくと。そこはしっかり信頼をして、まさにお願いをしたいな、こう思う次第でございます。まさにお願いをしたとおりで、たまたま入って、そこに犯罪の端緒を見つけたときに目をつぶるということはある得ないことだろうというふうに思いますので、そこはしっかりとしたルールをつくっていただきたいとお願いをしておきたいというふうに思います。

残りあと十分ぐらいですので、最後に実施体制について少し伺いをしておきたい、このように思います。

せっかくこうして、マネロンに関して一本の新法がしっかりと成立をし、FATFの改定された四十の勧告に沿って対象事業者もふやし、警察庁の行政権限といったものも少し付与しながら新しい体制ができるわけですが、私が危惧しますことは、今でも十一万を超える疑わしい取引

の届け出がある、こういう状況の中で、これだけ対象事業者をふやしていったときに本場に今の体制で間に合うのかなということを思うわけでございます。

まず最初に、これも諸外国のことから入って恐縮ですが、このいわゆるFIUの組織というものについて御説明いただきたいというふうに思います。

○米田政府参考人 主要国について申し上げますと、体制でよろしゅうございますか。(木原(誠)委員「はい」と呼ぶ)例えばイギリス、これは重大組織犯罪対策庁にFIUがございますが、これ約二百名、アメリカは、いわゆるFincENと云われております、経済犯罪法執行ネットワークであります。これが二百九十人等々、大体百人を超えるもの、ちよつとドイツが例外的に少ないんですけれども、日本に比べれば大変大きな体制を持つております。

ちなみに、現在、金融庁に置かれております特定金融情報室は十七人というところでございます。

○木原(誠)委員 御説明いただいたように、諸外国というのは基本的に百名を超えるかなりの規模の体制をとっているというふうに承知をしております。また、今御答弁いただいた中にもあるように、そういった中で今の金融庁にある特定情報室は十七名の体制でございます。やはりちよつと少ないな、こう思うわけです。

今度、この金融庁にあるFIUが警察庁の方に移管をされるということになっておりますけれども、体制はどんな体制で、つまりこの十七人がそのままと同じ数で移行するのか、どういうことになつていくのか御説明いただきたいと思ひます。

○米田政府参考人 来年度、私どもがお願いをしております予算では、この国家公安委員会FIUの移管初年度約四十人の体制で、そのトップとしては政令職の課長級を予定してございます。これを将来、三けた単位の他の外国と比べてどうするかという問題があるわけですが、その

辺の諸外国の例も参考にしながら、また移管後の状況を踏まえながら、検討をさらに進めてまいりたいと考えております。

○木原(誠)委員 今、四十人ということだとすると、倍を超える増員ということだろうというふうに思ひます。まだまだ少ないような気がしますけれども、それはそれで歓迎をいたしたい、こう思ひますけれども、四十人体制について、これは、今いろいろな意味で法案の中で事業者というのが対象拡大をされた。四十人も、例えば各省からそれぞれ人を持つてくるのか、あるいはこれはもう基本的に警察庁としてしかりやていくということなのか、そこら辺の見込みも御教示いただければと思ひます。

○米田政府参考人 これは人事ということも絡みますので余りは言えないんですけれども、私どもとしては、金融庁からの定員の移管の部分がございます。これだと約十人ぐらいなんですけれども、それは単に定員枠だけではなくて、それ相應の専門的な知識を持つて現在やつていらっしゃる方に来ていただきたいというふうに希望しているところでございます。

○木原(誠)委員 それを伺ひしたのは、先ほど国税庁お帰りのいたしたんですけれども、多くの諸外国では、税関そしてまた国税庁といったようなところを中心に、警察だけではなくかなりの専門家を集めて情報の収集、分析をさせる、こういう体制になつておりますので、人員の増強というのは大変重要ではありますけれども、その中身ということについても十分に御配慮いただきたいな、こう思ひます。

一点確認をしておきたいと思ひますけれども、そもそも、今回警察庁にかかわるということについて警察庁としてどう評価を、要するに、FIUが警察庁に来るということによつて、警察庁として犯罪の捜査等々の関係でどんな効果が出てくるか。特に、組織犯罪という観点からいってどんな効果が出てくるかと考えているか、その部分を御答弁いただきたいと思ひます。

○米田政府参考人 これはFIUが金融庁から国家公安委員会、警察庁へ移管されるというだけではなくて、それを契機として分析の体制を強化する。そして、対象事業者もふえるという中で、私どもとしては、今から本格的にマネロン・ダリグ対策、特に、地下資金といひますブラックマネーの流れをより強力に追跡し、摘発を進め、そして組織犯罪に打撃を与えてまいりたいと考えております。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

こはちよつと国家公安委員長にお伺ひしたいと思ひますけれども、私は今いろいろお話を伺つていて特に実施体制のところ、今回四十名になる、こういうことでございます。諸外国の例を見ると、御答弁いただいたとおり、百名というよりもむしろ二百名を超えるというのが通常の体制だろうというふうに思ひます。とりわけ日本は、経済規模で見ると世界第二位の経済だ、こういうことでですから、いろいろな意味で犯罪資金が流れ込みやすい状況もあるんです。テロ資金が流れ込みやすい状況もあるんです。金融マーケットも非常に大きい、こういう状況でございます。

ぜひこの四十名というのを、今行政官の定員というのには非常に厳しい枠がかぶつておりますし、五年で五・何%の削減というものもかかつているわけでございますけれども、人員増強に向けてぜひ御尽力いただきたい、こう思ひますけれども、一言御決意をいただければありがたいと思ひます。

○溝手国務大臣 実は、行政合理化の波が動いている中で、今回の予算づけも大変苦労したところでございます。今回、約九億弱の予算づけをしておりますが、これから、すぐふやせといひのはなかなか言いづらい環境にあることは御理解いただきたい。しかし、この法律の趣旨の目的達成のために最大の努力をしまひたい、次年度に対応したい、このように思つているところでございます。

○木原(誠)委員 次年度にまた努力をさせていただきます。

けると思いますが、ぜひ頑張っていたいただきたい、
こういうふうに思います。

冒頭申し上げたように、本当に今犯罪は組織化して、国際化、複雑化をしている。しかも、そういう犯罪が我々の生活のすぐ身近にあるということだろうというふうに思います。つい最近も、東京の繁華街の利権をめぐって大きな組織が抗争し合うといったような状況もございます。あるいはまた、アフガニスタンあるいはタリバンといったところの口座が日本国内にあるんじゃないかといったようなことも一時期言われたこともございます。

そういう意味では、この法案を通じて、ぜひマネロン対策というものに日本国政府を挙げてしっかり取り組んでいただきたい。とりわけ、マネロンというのは、ネットワークというふうに申し上げましたけれども、ネットワークのどこかに脆弱な部分がありますと、その部分が集中的にねられるということがございます。やはり国際社会の本場に責任ある一員としてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、最後に、国家公安委員長から、この法案の成立に向けて、また、その後のマネロン対策というところについての御決意をいただきたい、このように思います。

○満手国務大臣 きょう趣旨説明をさせていただいて、議論が開始したところでございます。いろいろな意味で問題の御指摘をいただいて、我々もさらに勉強してまいりたいと思っております。また、皆さんのお力をいただいでできるだけ早く成立できるように努力してまいりたい、このように考えております。

○木原誠委員 少し早いですけれども、二、三分残りましたけれども、私の質疑をこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○河本委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十六分散会

犯罪による収益の移転防止に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるときに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること(以下「犯罪による収益の移転防止」という。)が極めて重要であることにかんがみ、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行

- 二 信用金庫
- 三 信用金庫連合会
- 四 労働金庫
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会
- 八 農業協同組合
- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工業協同組合
- 十三 水産加工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 商工組合中央金庫
- 十六 保険会社
- 十七 保険業法(平成七年法律第五十五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十八 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
- 十九 共済水産業協同組合連合会
- 二十 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者
- 二十一 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
- 二十二 金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者
- 二十三 信託会社
- 二十四 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第五十条の二第二項の登録を受けた者
- 二十五 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を営むものを含む。)
- 二十六 無尽会社

- 二十七 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者
- 二十八 貸金業法第二条第五号に規定する者のうち政令で定める者
- 二十九 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十八項に規定する商品取引員
- 三十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)
- 三十一 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関
- 三十二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- 三十三 本邦において両替業務(業として外国通貨(本邦通貨以外の通貨をいう。))又は旅行小切手の売買を行うことをいう。)を行う者
- 三十四 顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその貸貸(政令で定めるものに限る。)をする業務を行う者
- 三十五 それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者(役務の提供の事業を営む者をいう。以下この号において同じ。)から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下「クレジットカード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者以下「利用者たる顧客」という。))に交付し又は付与し、当該利用者たる顧客が当該クレジットカード等を提示し又は通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたときは、当該販売業者又は役務提供事業者(当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該利用

者たる顧客から、あらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領する業務を行う者

三十六 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業(第四条第一項において単に「宅地建物取引業」という。)を営むもの(第二十条第一項第十四号において「みなし宅地建物取引業者」という。)を含む。

三十七 金、白金その他の政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の政令で定める宝石又はこれらの製品(以下「貴金属等」という。)の売買を業として行う者

三十八 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所(以下「顧客が郵便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物並びに大きさ及び重量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。))を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客あての郵便物を受け取つてこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客あての当該電話番号に係る電話(ファクシミリ装置による通信を含む。第二十条第一項第十一号において同じ。))を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者

三十九 弁護士(外国法事務弁護士を含む。又は弁護士法人

四十 司法書士又は司法書士法人

四十一 行政書士又は行政書士法人

四十二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。又は監査法人

四十三 税理士又は税理士法人(国家公安委員会の責務等)

第三条 国家公安委員会は、特定事業者による本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われることを確保するため、特定事業者に対し犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2 国家公安委員会は、特定事業者により届け出られた疑わしい取引に関する情報その他の犯罪による収益に関する情報が、刑事事件の捜査及び犯罪事件の調査並びに犯罪による収益の移転防止に関する国際的な情報交換その他の協力に有効に活用されるよう、迅速かつ的確にその集約、整理及び分析を行うものとする。

3 国家公安委員会その他の関係行政機関及び地方公共団体の関係機関は、犯罪による収益の移転防止について相互に協力するものとする。

(本人確認義務等)

第四条 特定事業者(第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者(第八条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。))は、顧客(同項第三十五号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客。以下同じ。))又はこれに準ずる者として政令で定める者(以下「顧客等」という。))との間で、次の表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。))のうちの表の下欄に定める取引(以下「特定取引」という。))を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、本人特定事項(当該顧客等が自然人である場合にあっては氏名、住居(本邦内に住居を

有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日を行い、当該顧客等が法人である場合にあっては名

称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。))の確認(以下「本人確認」という。))を行わなければならない。

特定事業者	特定業務	特定取引
第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約(預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。第二十六条第一項において同じ。))の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十五号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十六号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地(宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。))若しくは建物(建物の一部を含む。以下この表において同じ。))の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十七号に掲げる者	貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十八号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十号に掲げる者	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のために次に掲げる行為又は手続(政令で定めるものを除く。))についての代理又は代行(以下「特定受任行為の代理等」という。))に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
一 宅地又は建物の売買に関する		

第二号に掲げる者	行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続(会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。)
第二号に掲げる者	三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分(前二号に該当するものを除く。)
第二号第二項第四十二号に掲げる者	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの
第二号第二項第四十二号に掲げる者	公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの
第二号第二項第四十三号に掲げる者	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二号第二項第四十三号に掲げる者	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二号第二項第四十三号に掲げる者	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

2 特定事業者は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で特定取引を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く)は、当該顧客等の本人確認に加え、当該特定取引の任に当

たっている自然人(以下「代表者等」という。)についても、本人確認を行わなければならない。

3 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該顧客等のために当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。

4 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、特定事業者が本人確認を行う場合において、当該特定事業者に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽つてはならない。

(特定事業者の免責)

第五条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引に係る義務の履行を拒むことができる。

(本人確認記録の作成義務等)

第六条 特定事業者は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定事項、本人確認のためにとつた措置その他の主務省令で定める事項に関する記録(以下「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

2 特定事業者は、本人確認記録を、特定取引に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

(取引記録等の作成義務等)

第七条 特定事業者(次項に規定する特定事業者を除く)は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二号第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等を行った場合には、その価額が少額である財産の処分等の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 特定事業者は、前二項に規定する記録(以下「取引記録等」という。)を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

(弁護士等による本人確認等に相当する措置)

第八条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、第二号第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人確認に相当する措置について準用する。

3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

(疑わしい取引の届出等)

第九条 特定事業者(第二号第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者を除く)は、特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2 特定事業者(その役員及び使用人を含む)は、前項の規定による届出(以下「疑わしい取引の届出」という。)を行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 行政庁(都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る)は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

4 行政庁(都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く)又は前項の主務大臣(国家公安委員

会を除く。は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

(外国為替取引に係る通知義務)

第十条 特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)は、顧客と本邦から外国(本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。)へ向けた支払に係る為替取引(小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。)を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者(外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。)に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて本邦から外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項を通知して行わなければならない。

3 特定事業者は、外国所在為替取引業者からこの条の規定に相当する外国の法令の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の委託又は再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項(主務省令で定める事項に限る。)を通知して行わなければならない。

4 特定事業者は、他の特定事業者から前項又はこの項の規定による通知を受けて外国から本邦へ向けた支払又は外国から他の外国へ向けた支払の再委託を受けた場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に再委託するときは、当該通知に係る事項(主務省令で定める事項に限る。)を通知して行わなければならない。

委託するときは、当該通知に係る事項(主務省令で定める事項に限る。)を通知して行わなければならない。

(捜査機関等への情報提供等)

第十一条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第九条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に関する情報」という。)が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は収税官吏、税関職員、徴税吏員若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下この条において「検察官等」という。)による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、国家公安委員会に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

(外国の機関への情報提供)

第十二条 国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務第九条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当するものに限り、次項において同じ。)の遂行に資すると認められる疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のもの)に限

る。又は審判(以下この条において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 国家公安委員会は、外国からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束(第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。)に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たると認めるとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 国家公安委員会は、前項の同意をする場合において、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができるとする外国の刑事事件の捜査等(政治犯罪に定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

(報告)

第十三条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関し

て報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第十四条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定は、特定事業者である日本銀行については、適用しない。

(指導等)

第十五条 行政庁は、この法律に定める特定事業者による措置の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第十六条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項から第三項まで、第六条、第七條、第九条第一項若しくは第二項又は第十条の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十七条 国家公安委員会は、特定事業者がその業務に関して前条に規定する規定に違反していると認めるときは、行政庁(都道府県公安委員会を除く。以下この条において同じ。)に対し、当該特定事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として業務の停止その他の処分を行うことができる場合にあつては、当該特定事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べること

ができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要の限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 国家公安委員会は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、行政庁（行政庁が都道府県知事である場合にあつては、主務大臣を経由して当該都道府県知事）にその旨を通知しなければならない。

5 前項の通知を受けた行政庁は、政令で定めるところにより、国家公安委員会に対し、第十四条第一項の規定による権限の行使と第三項の規定による都道府県警察の権限の行使との調整を図るため必要な協議を求めることができる。この場合において、国家公安委員会は、その求めに応じなければならない。

（主務省令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

（経過措置）

第十九条 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（行政庁等）

第二十條 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで及び第四十二号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣

二 第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
三 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第九十八条第一項に規定する行政庁

四 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百七条第一項に規定する行政庁

五 第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者 農林水産大臣及び内閣総理大臣
六 第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者 経済産業大臣及び財務大臣
七 第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主務大臣

八 第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 商品取引所法第三百五十四条第一項に規定する主務大臣
九 第二条第二項第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者（次号に掲げる者を除く。）

内閣総理大臣及び財務大臣
十 第二条第二項第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者のうち国債を取り扱う者 内閣総理大臣、財務大臣及び財務大臣
十一 第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者及び同項第三十八号に掲げる特定事業者のうち顧客あての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う

者 総務大臣

十二 第二条第二項第三十三号及び第四十三号に掲げる特定事業者 財務大臣
十三 第二条第二項第三十四号、第三十五号及び第三十七号に掲げる特定事業者並びに同項第三十八号に掲げる特定事業者のうち顧客あての郵便物を受け取つてこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業大臣

十四 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事（みなし宅地建物取引業者である特定事業者にあつては、国土交通大臣）

十五 第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 法務大臣
十六 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 都道府県知事

2 前項の規定にかかわらず、第十条第一項に規定する特定事業者（第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第十条に定める事項に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定事業者のうち金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者が登録金融機関業務（同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。第六項第二号において同じ。）を行う場合には、当該登録金融機関業務に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三条第一項の許可を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合には、当該業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

る。

5 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

6 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第九条、第十五条及び第十六条に関するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第二条第二項第二十号及び第二十二号に掲げる特定事業者による行為
二 登録金融機関業務に係る行為

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者による行為（前項各号に掲げる行為を除く。）に係るものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

8 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

9 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

10 前各項に規定するもののほか、第九条及び第十三条から第十七条までの規定による行政庁の権限の行使に必要と必要な事項は、政令で定める。

（主務大臣等）
第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
一次のイからホまでに掲げる特定事業者の区

分に应じ、当該特定事業者に係る事項(次号から第四号までに掲げる事項を除く。)に關して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣イ ロからホまでに掲げる特定事業者以外の特定事業者 前条第一項に定める行政庁である大臣 口 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法第九十八条第二項に規定する主務大臣 ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第二百二十七条第二項に規定する主務大臣 ニ 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 国土交通大臣 ホ 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 総務大臣 二 前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣 三 前条第三項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 内閣総理大臣 四 前条第四項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 国家公安委員会 2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。 (事務の区分) 第二十二条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 一 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合 三 水産業協同組合法第八十七條第一項第四号	の事業を行う漁業協同組合連合会 四 水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合 五 水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 (罰則) 第二十三条 第十六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第十三条若しくは第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 二 第十四条第一項若しくは第十七条第三項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第二十五条 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第四條第四項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。 第二十六条 他人になりすまして特定事業者(第二條第二項第一号から第十五号まで及び第三十二号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はそ	の提供を受けた者も、同様とする。 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知つて、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。 通常商の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。 3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。 第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第二十三条 三億円以下の罰金刑 二 第二十四条 二億円以下の罰金刑 三 第二十五条 同条の罰金刑 (金融商品取引法の準用) 第二十八条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十条第六項各号に掲げる行為に係る第二十五条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。 附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第二条第二項(第二十二号及び第二十四号を除く)、第四条から第十條まで及び第十三條から第二十八條までの規定並びに次條、附則第五條から第七條まで、附則第九條から第十二條まで及び附則第十四條から第十八條ま	での規定、附則第十九條中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第九十九條及び第九十條の改正規定並びに同法第九十六條の改正規定(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための杜債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)附則第二百二十七條の改正規定を削る部分に限る。)、附則第二十條の規定、附則第二十三條中金融庁設置法(平成十年法律第三十号)第八條の改正規定及び同法第二十條第一項の改正規定並びに附則第二十七條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 二 第二条第二項第二十二号の規定 前号に定める日(以下「一部施行日」という。又は証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日)のいずれか遅い日 三 第二条第二項第二十四号の規定 一部施行日又は信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九十九号)の施行の日のいずれか遅い日 四 附則第八條の規定 一部施行日又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日のいずれか遅い日 五 附則第二十一條の規定 この法律の施行の日(附則第三條において「施行日」という。)又は犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日のいずれか遅い日 (金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の廃止) 第二条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律
---	--	--	---

(平成十四年法律第三十二号)は、廃止する。
(経過措置)

第三条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十一條第一項の規定の適用については、同項中「税関職員」と、「第二條第二項第一号イ若しくは口若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的

犯罪処罰法第十條第三項とあるのは、別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九條第一項から第三項まで、第十條とする。

第四條 一部施行日の前日までの間における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第一項	
疑わしい取引の届出	組織的犯罪処罰法第五十四條第一項の規定による届出
第十二條第一項	
第九條、	同条並びに
第九條、	組織的犯罪処罰法第五十四條並びに

第五條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二條第二項の規定の適用については、同項第三十号中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第二條第二項に規定する保管振替機関及び社債等の振替に関する法律」と、同項第三十一号中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは「株券等の保管及び振替に関する法律第二條第三項に規定する参加者及び社債等の振替に関する法律」とする。

2 前項に規定する場合においては、郵政民営化法の施行の前日に、日本郵政公社の業務(同法、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一号)又は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第一号)の規定により郵政民営化法第九十四條に規定する郵便貯金銀行(以下この条において単に「郵便貯金銀行」という。)の業務とされるもの(郵政民営化法の施行の日において行われたとしたならば郵便貯金銀行の業務とされるものを含む。以下この条において「郵便貯金銀行移行業務」という。)に限る。)に關し、この法律の規定により、日本郵政公社に對して行い、又は日本郵政公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律の規定により郵便貯金銀行に對して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

第六條 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二條第二項第三十二号及び第十條第一項の規定の適用については、同号中「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とあるのは「日本郵政公社」と、同項中「第十五号まで」とあるのは「第十五号まで及び第三十二号」とする。

3 第一項に規定する場合においては、郵政民営化法の施行の前日に、日本郵政公社の業務(郵便貯金銀行移行業務を除く。)に關し、この法律の規定により、日本郵政公社に對して行い、又

は日本郵政公社が行った処分、手続その他の行為は、この法律の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に對して行い、又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 第一項に規定する場合においては、郵政民営化法の施行の前日に日本郵政公社が行った特定業務に関する同日以後の第九條の規定の適用については、郵便貯金銀行移行業務は郵便貯金銀行が行、郵便貯金銀行移行業務以外の日本郵政

公社の業務は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がそれぞれ行つたものとみなす。

第七條 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二條第二項第二十号	証券会社、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二條第二十号に規定する外国証券会社(第二十條第六項第一号において単に「外国証券会社」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第十八項に規定する投資信託委託業者(第二十條第六項第一号において単に「投資信託委託業者」という。)、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二條第十一項に規定する信託受益権販売業者、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十四号)第二條第二項に規定する抵当証券業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二條第五項に規定する商品投資販売業者(第二十條第一項第一号において単に「商品投資販売業者」という。)及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二條第十二項に規定する金融先物取引業者(第二十條第六項第一号において単に「金融先物取引業者」という。)
------------	--

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九項に規定する金融商品取引業者	証券会社、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二條第二十号に規定する外国証券会社(第二十條第六項第一号において単に「外国証券会社」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第十八項に規定する投資信託委託業者(第二十條第六項第一号において単に「投資信託委託業者」という。)、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二條第十一項に規定する信託受益権販売業者、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十四号)第二條第二項に規定する抵当証券業者、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二條第五項に規定する商品投資販売業者(第二十條第一項第一号において単に「商品投資販売業者」という。)及び金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二條第十二項に規定する金融先物取引業者(第二十條第六項第一号において単に「金融先物取引業者」という。)
---	--

第一条第二項第二十一号	金融商品取引法第二条第三十項	証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三十二項
第二十條第一項第一号	から第二十四号まで 内閣総理大臣	、第二十一号、第二十三号、第二十四号 内閣総理大臣(同項第二十号に掲げる特定事業者(商品投資販売業者に限る。)にあつては、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十九条第一項に規定する主務大臣)
第二十條第三項	金融商品取引法第三十三條の二 登録金融機関業務(同法第三十三條の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。第六項第二号において同じ。)	証券取引法第六十五條の二第一項 同法第六十五條第二項各号に掲げる有価証券又は取引に係る同項各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く。)
第二十條第六項第一号	当該登録金融機関業務	当該行為
第二十條第六項第二号	第二条第二項第二十号及び第二十二号に掲げる特定事業者	第二条第二項第二十号に掲げる特定事業者(証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者及び金融先物取引業者に限る。)
第二十條第六項見出しを含む。	登録金融機関業務に係る 金融商品取引法	第三項に規定する 証券取引法

第八条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から起算して六年を経過する日までの間における第二条第二項第二十号及び第二十二條第六項第一号の規定の適用については、第二条第二項第二十号中「金融商品取引業者」とあるのは「金融商品取引業者(第二十條第六項第一号において単に「金融商品取引業者」という。)及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七條第一項に規定する旧抵

当証券業者」と、第二十條第六項第一号中「第二条第二項第二十号及び第二十二号」とあるのは「第二条第二項第二十号に掲げる特定事業者(金融商品取引業者に限る。)」及び同項第二十二号」とする。
第九条 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二十條第一項第一号の規定の適用については、同号中「第二十四号」とあるのは、「第二十三号」とする。

第十条 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第二項第二十七号及び第二十八号の規定の適用については、これらの規定中「貸金業法」とあるのは、「貸金業の規制等に関する法律」とする。
(地方自治法の一部改正)

第十一条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の項を削り、同表に次のように加える。

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第 号)
- この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの
- 一 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - 二 水産業協同組合法第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合
 - 三 水産業協同組合法第八十七條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会
 - 四 水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
 - 五 水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)
第十二條 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。
第十八條第一項第一号中「居所」の下に「(本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、財務省令で定める事項)」を加える。
(組織的な犯罪処罰法の一部改正)
第十三條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。
第五十四條第三項中「金融庁長官」の下に「。次項において同じ。」を加え、同条第四項中「主務大臣が内閣総理大臣である場合を除き」を削り、「金融庁長官」を「国家公安委員会」に改める。

第五十五條から第五十八條までを次のように改める。
第五十五條から第五十八條まで 削除
第十四條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中「第五章 疑わしい取引の届出」第五十四條「第五十八條」を「第五章 削除」に改める。
第一条中「並びに疑わしい取引の届出」を削る。
第五章を次のように改める。
第五章 削除
第五十四條から第五十八條まで 削除
(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図

るための杜撰等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。

附則第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 削除

(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正)

第十六条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用」に改め、同条中金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第十三条第二項を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第 号)第二十條第三項」に改める。

(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八條の規定の適用については、同条中「第二十條第三項」とあるのは、「附則第七條の規定により読み替えて適用する同法第二十條第三項」とする。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律の一部改正)

第十八条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百三十三條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十四條第一項の改正規定を削る。

第二百二十二條を次のように改める。

第二百二十二條 削除

附則第二百八條を次のように改める。

附則第二百八條 削除

附則第二百十四條を次のように改める。

第二百十四條 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九條 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百七十八條のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二中第十六號を第三十一號とし、第十五號を第二十八號とし、同號の次に二號を加える改正規定の前に次のように加える。

第十三條第二項第四號中「別表第二第九號」を「別表第二十九號」に改める。

第二百八十九條及び第九十條を次のように改める。

第二百八十九條及び第九十條 削除

第二百九十六條のうち株式等の取引に係る決済の合理化を図るための杜撰等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第五十五條の改正規定中「第二百三十三條第一項」の下に「中「超える」を、「第二百三十三條の二第一項の下に「中「数」を加え、同法附則第二百二十七條の改正規定を削る。

(貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十條 貸金業の規制等に関する法律等の一部

を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五十七條を次のように改める。

第五十七條 削除

(犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一條 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第三條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十六條第一項の改正規定を削る。

(警察法の一部改正)

第二十二條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中第二十四號を第二十五號とし、第八號から第二十三號までを一號ずつ繰り下げ、第七號の次に次の一號を加える。

八 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に關すること。

第十二條の二第一項中「第五條第二項第二十三號」を「第五條第二項第二十四號」に改める。

第二十三條第一項中第七號を第八號とし、第六號の次に次の一號を加える。

七 犯罪による収益の移転防止に關するこのと。

第二十三條第二項中「第七號」を「第八號」に改める。

第三十條第一項中「第十三號まで、第十五號から第十八號まで及び第二十一號から第二十四號」を「第十四號まで、第十六號から第十九號まで及び第二十二號から第二十五號」に改める。

第三十三條第一項中「第五條第二項第十六號及び第十七號」を「第五條第二項第十七號及び第十八號」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十三條 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四條第二十三號の二を削る。

第八條中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。

第二十條第一項中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に改める。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二十四條 この法律の規定による廃止又は改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律又はこの法律の規定による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十五條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二十七條 犯罪による収益の移転防止のための制度については、この法律の施行状況、犯罪による収益の移転防止に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

最近における犯罪による収益の移転の状況及びその防止対策に関する国際的動向にかんがみ、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の

保存、疑わしい取引の届出等の措置を定めるとともに、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析並びに係関係機関に対する提供を行うこととすること等により、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年三月三十日印刷

平成十九年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局